

学校全体ですすめる主権者教育実践事例集

# 未来を拓く主権者教育

平成29年3月

岡山県主権者教育研究推進委員会

## はじめに

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されたことにより（平成28年6月19日施行）、満18歳以上、満20歳未満の者が新たに選挙に参加することとなりました。

従来は、選挙権を持つまでには高校卒業後しばらくの猶予期間がありましたが、今回の法改正によって、全ての高等学校の中に選挙権を持つ生徒と選挙権を持たない生徒が混在する状況が生まれました。この状況を十分に認識し、今まで以上に組織的に、公民としての資質を育む主権者教育を推進していかなければなりません。

主権者教育は、「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて身に付けさせる」ものであり、「校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する」ことが必要です。その内容も知識・理解だけにとどまらず、実践的・探究的な学習活動を取り入れることが重要です。

各校において実践が進む中で、「政治的中立性を保ちながら、より具体的な事例を扱う際に留意すべき点は何か」「新聞をどのように扱えばよいのか」「高校生が選挙違反にならないようにするにはどのようにすればよいのか」等という疑問等が寄せられました。

そこで、平成28年5月に岡山県高等学校教育研究会地理歴史公民部会を中心として、小学校教員・中学校教員・大学教授・弁護士・選挙管理委員会職員をメンバーとした「岡山県主権者教育研究推進委員会」が組織されました。

この事例集は、本委員会の研究の成果であり、前述したような教員の不安や疑問などを解消するため、校内の組織体制、他県の先進的な取組を参考とした事例、県内各高校の好事例等を盛り込んだ内容になっています。全ての教員が、教科の指導のみならずホームルーム活動や学校行事などあらゆる教育活動を通じて、「主権者教育」に積極的に取り組むことができるようにとの思いを込めて作成したものです。

国の作成した副教材とともにこの事例集が有効に活用され、岡山県の高校生が主体的に社会参画していく一助となることを願っています。

平成29年3月

岡山県主権者教育研究推進委員会会長  
岡山県高等学校教育研究会地理歴史・公民部会長  
岡山県立岡山朝日高等学校長

田 中 広 矛

## 目 次

### はじめに

1	主権者教育の推進に向けて	
(1)	本県の現状と課題	1-1
(2)	主権者教育の目指すもの	1-2
	<b>コラム</b> 主権者教育は選挙の前か、後か	1-4 1
(3)	校内推進体制の整備、指導計画の策定、保護者との連携 ～校内推進体制整備の実践例～	1-4 1-7
(4)	小・中学校の学習と高等学校の主権者教育 ～小・中学校における主権者教育の実践例～	1-13 1-15
2	公民科における指導例・実践例 ～多面的・多角的な考察を促すモデル的な事例～	
(1)	政治的分野：18歳選挙権で政治を身近に	2-1
(2)	政治的分野：公約をもとに選んでみよう～模擬市長選挙～	2-5
(3)	経済的分野：世代間格差と投票行動	2-9
(4)	国際的分野：貿易体制の在り方について様々な立場から考える	2-11
(5)	科目のまとめ：地域との関わりのなかで育てる主権者意識	2-13
3	総合的な学習の時間や特別活動での実践例	
(1)	大学との連携：主権者教育講演会	3-1
(2)	選挙管理委員会との連携： 選挙管理委員会と連携した模擬選挙	3-2
(3)	学校行事の活用：文化祭でディベート大会	3-3
(4)	進路指導の活用：小論文指導を通じて育てる主権者意識	3-4
4	連携先から 主権者教育に関する連携依頼先	4-1
5	よくある質問	5-1
6	資料等	6-1



# 1 主権者教育の推進に向けて

## (1) 本県の現状と課題

### ① 現状

これまでも学習指導要領に基づき政治的教養を育む教育を行ってきたところだが、公職選挙法の改正を受け、政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱うなど、より一層具体的かつ実践的な指導を行うことが求められており、主に次に依拠しながら指導を行っている。

- ① 平成27年10月29日付け27文科初第933号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」
- ② 副教材『私たちが拓く日本の未来』（以下「副教材」という。）及びその指導資料（以下「指導資料」という。）

さらに、次のような推進体制を整え、各校での取組をすすめている。

- 主権者教育担当教員連絡協議会（平成27年度～）
  - ・各校担当者が集まり、県の方針や国の副教材を活用した取組のポイント等を共有。
  - ・各校での取組の情報や実践の中で生じた疑問点、研究推進委員会の成果の共有。
- 主権者教育研究推進委員会（平成28年度～）
  - ・大学教官、弁護士、選挙管理委員会職員の専門家とともに、実践の中で生じた疑問点への対応や、政治的中立性を確保した指導方法、発達段階に応じた指導方法等、県内外の事例をもとに研究。
  - ・選挙前に生徒に配付するチラシ、本事例集の作成。
- 各校での主権者教育の推進

各校での創意工夫により、実践的な学習活動として、選挙管理委員会と連携して地域活性化をテーマとした模擬選挙、地域振興策について高校生が質疑を行う模擬議会、選挙の棄権に罰則を設けるべきかを題材にしたディベート、住みやすい町づくりにむけての模擬請願などの活動。

これらの取組のもと、平成28年7月の参議院議員選挙、同年10月の県知事選挙での18歳の投票率は、20代の投票率より高くなるなど、一定の成果があった。

### ② 課題

主権者教育の取組を一過性のものとしないために、これまでの実践的な活動に加え、広い意味での主権者教育として、地域の課題等を自らの問題として捉え、地域の人と関わりながら、主体的にその解決に取り組むような学習活動が、計画的、継続的に行われるようにしていく必要がある。「第二次岡山県教育振興基本計画」（平成28年2月策定）では、「地域や社会を良くするために何をすべきか、考えることがある生徒」の育成を図ることとしている。

担当教員連絡協議会では、次のような具体的な課題や必要性があげられており、本事例集はそれに対する現時点での一定の回答を示すものであるが、今後も継続した実践と研究が求められる。

- ・公民科での効果的な実践例
- ・多様な外部機関と連携した実践的な学習活動の事例
- ・学校全体での推進体制
- ・政治的中立性を確保した指導



## (2) 主権者教育の目指すもの

### ① 主権者教育とは

主権者育成を目指した教育は、そもそも学校教育が担っていた教育目標であり、何もカリキュラムに特別なプログラムを付加することを意味しているわけではない。主権者教育をやりたいが、時間をとることができないという言葉は聞くが、学校教育の本来の目標を実現するための時間を確保することに他ならない。主権者教育とは、単に選挙の手続きを教えるため、投票率を上げるための教育ではなく、十数年後の社会を見据えた長期的な展望をもち、将来の日本の民主主義を支える主権者を育成することを目指した教育であり、そのような教育目標から現在の学校教育を見直していくことが、主権者教育を推進するということである。

平成27年に公職選挙法が改正され、主権者教育が注目されるようになったが、それ以前から主権者教育という言葉は使われていた。特に、総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」が示した最終報告書『社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～』は、投票率の低下や若者の選挙離れを課題として意識しながらも、それだけにとらわれることなく、日頃から国や社会の問題に関心を持ち、それに主体的に取り組もうとする主権者の育成が必要であると述べており注目される。報告書は、主権者教育について次のように説明をしている。

政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質を持った主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている。

投票することは、考える機会、公的なものへの関心を持つ機会であるので、投票参加を働きかけることは今後とも必要であるが、投票率の向上とともに重要なことは、投票の質の向上である。これからの常時啓発は、政治意識の向上に重点を置き、常に学び続ける主権者を育てていかなければならない。常日頃からの学習・体験の積み重ねがあってはじめて質の高い投票行動に結びつく。常時啓発の重要性はまさにここにある。

その上で、新しい主権者像を象徴するキーワードを二つ挙げている。一つは「社会参加」であり、もう一つは「政治的リテラシー」である。「社会参加」については、「知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚は増大する」と述べており、さらに、「社会的参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない」として、主権者教育が、単なる選挙に関わる知識の教授に留まらないことを明確に述べている。しかし、単に参加をすればよいというわけでもなく、社会参加を通して「政治的リテラシー」を育成することが重要であると述べている。そのためには、「情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要である」と述べ、主権者育成のためには質の高い社会参加を保障しなければならないと主張している。

## ② 副教材の活用

総務省と文部科学省は、主権者教育推進のために、副教材を平成27年に発行し、全ての高校生に配布したが、より一層効果的な活用が望まれている。

副教材の【解説編】第1章では、有権者になることの意味が述べられ、政治の意味について次のように説明されている。

皆さんにとって、政治の一番分かりやすい役割は、お金の集め方や使い道を決定するという事かもしれません。地域の住民や国民からどのように税金を集め、集められた税金をどのように使うか決定するという事は政治の大きな役割です。

その中で、使い道を決定する権利を得たと言っても、個人の自由になるわけではありません。何に、どれくらい使いたいかは、人によって異なります。それは生きる上で何が大切かということについての考え方が違うからです。そのため、異なる考え方に基づく様々な意見を調整し、まとめる必要があります。

異なる考え方に基づく人々の様々な意見を調整し、民主主義を実現していくことが政治の役割であり、その過程に関わることが主権者になるということなのである。

【実践編】では、第3章以降の活動的な学習の手法を参考にしていきたいが、第2章で紹介されている「地域課題の見つけ方」を実践してほしい。そこでは、「ローカルな視点で身近な社会の事を知ることも地域を作り、支えるためには重要です」と述べられている。国政レベルの課題に取り組むことも重要であるが、主権者として自らの役割を実践することができる場としては、まずは身近な地域が考えられるだろう。そこで何が課題になっていて、人々がどのように取り組んでいるかを知ることが、主権者として一步を踏み出すことになるということなのである。

## ③ 政治的中立性の確保

主権者教育をめぐっては、時間の確保以外に政治的中立性の確保の問題がある。主権者教育への注目度が高まるにつれて、学校や教師が主権者教育に取り組むことを躊躇するという事態も生じている。しかし、学校教育は以前から特定の価値観や考え方を生徒に押し付けるのではなく、多様な見方や考え方を育成することに取り組んできたはずである。主権者教育に取り組む教師にとって最も大切なことは、自らの教材研究や資料選択が多様な見方や考え方の育成にどのようにつながっていくかを、学習者である生徒に対して説明できるように授業づくりを進めることである。

主権者教育とは、主権者育成という学校の本来のねらいにそった学校改革の営みであり、教員一人ひとりの教育改善への取組を支えるものなのである。

## コラム

### 主権者教育は選挙の前か、後か

岡山大学大学院教育学研究科 桑原敏典  
(本委員会副会長、副教材作成協力者)

18歳の投票率は、全投票率をやや下回るくらいだということだが、それが19歳になるとぐっと下がって、10ポイント前後低くなるらしい。18歳で初めて選挙に行った若者も、一年後には選挙の価値や意義をそれほど重要と考えなくなってしまったということかもしれない。確かに、我々でも自分の一票によって世の中や政治の流れが変わったと実感できることは少ない。むしろ、いったい自分の一票は何のためだったのか、本当に選挙で社会は変わるのかという疑問を感じることの方が多い。18歳の若者であれば、なおさらではないか。しかし、皆がそのように考えて投票を放棄すれば、もはや民主主義は成り立たなくなってしまう。以上のように考えると、選挙の前の投票を促す主権者教育はもちろん大切だが、選挙の後に振り返らせる主権者教育の取組にも力を入れていくべきではないか。

選挙を振り返る主権者教育の方法はいくつか考えられる。まず、選挙の結果を振り返る主権者教育が考えられる。事前に自分が予想した結果や自分の投票行動と比較して、世の中の人々がどのように考えて投票したか、政治や社会に何を望んでいたかを考えさせる学習によって、人々の考えが政治や社会をどのように動かしていくかを捉えさせることができる。また、生徒自身の投票行動を見直させる学習も考えられる。自分は選挙に向けてどのように情報を収集し、投票にあたっては何を重視したか、それは他の人の判断や行動と同じであったか、違っていたかを考えさせることで、選挙に向けての望ましい意思決定のあり方を考えさせることができるのではないか。

主権者教育の成果として、投票率に注目が集まりがちだが、数字に惑わされることなく、一人ひとりの生徒がどのように選挙に向き合ったかを見取る主権者教育がこれからは必要ではないか。



### (3) 校内推進体制の整備、指導計画の策定、保護者との連携

#### ① 主権者教育の推進体制

主権者教育については、知識・理解だけにとどまらず実践的・探究的な学習活動を取り入れることが求められており、公民科の授業以外に、その他の教科や総合的な学習の時間・ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事などの場面で実施されるものである。このような学習活動を、校内で円滑に実施していくために、校長を中心とした校内組織の設置をぜひすすめたい。

例えば「主権者教育委員会」（各校で位置付けや名称は様々）を、校長をはじめとした管理職・公民科教員・教務課長・生徒課長・学年主任等（各校の実情に合わせて必要と考えられるメンバー）で構成し、全ての教職員が共通理解を図って計画的・組織的に実施する。その際、原案作成等に関わる小委員会の設置も考えられよう。

主権者教育の実施に当たっては、ともすれば公民科の教員に頼りがちになる傾向があるが、例えば政治的中立性の確保の判断等、個々の教員にのみ負担がかからないようにするためにも、校長を中心とした組織的な対応が求められる。

#### ② 年間指導計画

高等学校では、主権者教育は公民科の授業が学習活動の中心となるが、「選挙」という視点だけでなく、生徒が社会において、主権者として主体的に行動できるようになることが肝要であることから、地理歴史科や家庭科などの教科や、総合的な学習の時間・ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事などの場面を通して実施されなければならない。例えば、地理歴史科では、選挙権獲得の過程について、家庭科では消費生活の単元で、社会人としての自立について学習を行う。その他の教科においても、「思考力・判断力・表現力」等、主権者として身に付けるべき資質の育成を通じて、主権者教育とつながっているとと言える。

以上のような観点から、各校が実態に応じた年間指導計画を作成し、全ての教員が共通理解を図り、計画的に指導していくことが重要となる。

3年間を見据えた年間指導計画は、主権者教育の中心的な役割を担う「現代社会」がどの学年に開設されているかによって、実施計画のパターンが考えられよう。（次ページ参照）さらに、「政治・経済」や「倫理」の有無、「日本史A・B」や「世界史A・B」の科目選択、あるいは家庭などの開設学年などが関連してくる。いずれにしても、重要なことは、各学年で指導すべき内容を明確にして、3年間を見通した計画を作成し、全教員が一丸となってあらゆる教育場面を通じて主権者教育を実施することである。

1年生(平成 年度)「主権者教育」実施状況及び指導計画(例)

学校名	県立 高等学校(中等教育学校)
作成者(職・氏名)	

に記載したなどを意識して、3年間を見通して、意図的に様々な活動をつなげていきたい。  
※この指導計画は現代社会が1年生に開設されている場合のモデルである。

区分	知識・理解(3つの区分全てを学習する)			実践的な活動等を取り入れた探究的な学習活動		
	A 公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるようにするための、同法や選挙の具体的な仕組みに関する指導	B 政治や選挙に関する制度やその意識の理解を深める指導	C 高校生の政治的活動等についての知識・理解	D 民主政治の基本である話し合いや討論(ディベート等)の他、模擬選挙等の実践的な学習活動	E その他 ボランティア等	
1年生	内容例	有権者になるということ 選挙の実際 投票についてのQ&A 等	政治の仕組み 年代別投票率と政策 国民投票 等	インターネットを活用した選挙運動 選挙運動等についてQ&A 等	ディベート 地域課題の委員 模擬選挙、模擬請願、模擬議会 等	選挙事務従事 選挙啓発活動 等
	位置付け 実施月 概要	現代社会 5月	ホームルーム活動 6月	「社会生活における役割の自覚と自己責任」において、副教材を活用して、公職選挙法違反にならないよう留意点を学習する	家庭科 10月	消費者教育の中で望ましい消費者の在り方についてグループ協議
2年生	位置付け 実施月 概要	★総合的な学習の時間 6月		★総合的な学習の時間 6月		社会貢献活動 10月
	位置付け 実施月 概要	副教材を活用して、有権者になるということ、選挙の実際、投票についてのQ&Aについて理解し、模擬選挙につなげる	有権者になる前に実施しよう	地域の課題について探究活動をおこない、それをもとに模擬選挙、振り返りでグループ協議をおこなう	公民科以外の教科の学習も主権者として身に付けるべき資質の育成につなげよう	市の選挙管理委員会が募集する選挙事務ボランティアに参加する(希望生徒が参加)
3年生	位置付け 実施月 概要			特別活動(文化祭) 11月		体験することで学習意欲の向上につなげよう
	位置付け 実施月 概要			現実の具体的な事例を題材にディベートを実施する		地域課題から現実の政治的事象へ発展させよう

補足説明

- ※「内容例」は副教材の目次から抜粋したものです。この他公民科等の学習内容が考えられます。
- ※「知識・理解」については、公民科での学習も含め計画してください。
- ※「実践的な活動等」を取り入れた探究的な学習活動については、副教材の事例等を参考に計画してください。
- ※A～Dについては、それぞれ3年間の中で必ず実施するように計画してください。
- ※Eについては、学年の一部生徒が参加する活動が考えられますが、その際は対象生徒を記載してください。
- ※学年により空欄が生じる場合があります。
- ※例えば「総合的な学習の時間」等において、「知識・理解」と「実践的な学習」を組み合わせる場合が考えられます。その際は★のように記してください。

### ③ 保護者との連携

今回、18歳以上の高等学校等の生徒は、選挙運動を行うことなどが認められることとなったため、公職選挙法違反とならないように、公職選挙法の規定などの必要な知識を保護者にも周知しなければならない。学校のみで主権者教育を行うのではなく、選挙運動等に際して保護者にその留意点を周知する取組を行う必要がある。

P T A総会などの機会に加えて、例えば「保護者向けの学校通信」（下記資料参考）等の発行（通知表の発送時に同封するなどの工夫）や選挙前のチラシ（本事例集-6-1-参照）の配付等で、学校と保護者が今まで以上に連携を深め、共に主権者教育に取り組む意識付けや体制を構築することが求められる。

#### 参考資料

3年生保護者 各位 平成28年 月 日

**18歳選挙権に向けての「主権者教育」について**

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、報道等で御承知のことと思いますが、昨年、公職選挙法が改正され選挙権年齢が18歳に引き下げられました。これにともない「主権者教育」の取組が各校で行われております。本校におきましても、授業や特別活動等を通じて取り組んでいるところです。保護者の皆様におかれましても、選挙運動等に関する留意点を知っていただき、ご家庭でも主権者教育を実践して頂ければ幸いです。

下記に主な留意点をまとめましたのでご覧ください。また、詳しくはお手に配布してある資料『私たちが拓く日本の未来』をご覧ください。

**「主権者教育」とは**

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てるための教育。学校教育においては、民主政治についての知識などの政治的教養とともに、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながらさまざまな課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育む。

「おかやま創生総合戦略」平成27年10月

本校の3年生は、5月25日（水）中間考査後のホームルームで「主権者教育」を各クラス単位で行いました。クラス選挙管理委員の司会で、「私たちが拓く日本の未来」（総務省・文科省発行の高校生向け副教材）を配布し、昭和42年から平成26年までの衆議院選挙の年代別投票率の推移、若者の投票率が低い理由と今後の予測、実際の国政選挙の投票様式の相違、各自の投票基準について考え、グループ内で話し合いました。さらに県選管への要望事項をまとめ、全体でグループの討議内容を発表し合いました。終わりに、クラス選管から選挙運動期間中の注意事項と担任からのまとめをおこないました。参院選が7月10日に予定される中、各クラスでの貴重な話し合いの時間になったと思います。

**Q** 誕生日はいつから、18歳の投票が可能ですか。（冊子P. 95～P. 96）

結論から申しますと、投票日の翌日が誕生日の生徒まで投票できます。選挙運動については、下図の通りです。

**誕生日と選挙の関係**

公示日 選挙運動可能期間 投票日前日 投票日

7月4日(木) 7月20日(土) 7月21日(日) 7月22日(月) 7月23日(火)

18歳の誕生日	選挙権	選挙運動	選挙運動の注意点
7月5日(金) 以前	○	○	7月4日(木)(公示日)から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月6日(土)～21日(日)(投票日)	○	△	誕生日前日から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月22日(月)	○	×	誕生日前日は投票日のため、選挙運動はできない。
7月23日(火) 以降	×	×	

**18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。**

大人・知人に直接投票や応援を依頼する 電話により投票や応援を依頼する

選挙運動メッセージを板・ブログなどに書き込む 選挙運動メッセージをSNSなどで広める(ツイート、シェアなど)

運動の様子を動画サイトなどに投稿する

電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の者も含め候補者や政党等以外の全ての人ができません。

選挙運動は大人への第一歩です。ルールを捉え、各ご家庭でも前向きに生徒と話し合ってください。



## ～校内推進体制整備の実践例～

### 実践例

### 学校全体で取り組む主権者教育 ～県立岡山御津高等学校～

#### ねらい

すべての教科・科目で、主権者教育の視点を意識した授業を実施することにより、公民科以外の教科においても主権者教育を推進し、学校全体で取り組む体制を実現する。

#### 概要

主権者教育の実践は、多くの学校で公民科の学習活動を中心に行われている。知識・理解の分野では、公民科がその役割を果たすことは当然であるが、副教材で示された4つの「国家・社会の形成者として求められる力」（副教材 P30）は、公民科以外の教科においても育成が可能であり、実際これまでも各教科において将来の日本の民主主義を支える主権者として身に付けさせるべき資質について育成が図られているところである。論理的思考力を育成するに当たっての数学科の役割や、現実社会の諸課題について考察・判断したり、解決したりする力を育成するに当たっての理科や家庭科、地理歴史科などの果たす役割は大きい。副教材で示された力を、教科ごとにどの単元で育成するのかを計画し授業を実践する中で、主権者教育を推進する体制を整備するとともに、これまで公民科担当の教員が中心となって展開されてきた主権者教育を、校内すべての教員で推進する意識の醸成を図る。

#### 指導の実際

副教材で示された4つの力をどのように育成するのかについて、教科・科目別に単元（題材）名とその内容を一覧表（資料1）で示した。この一覧表に基づき、主権者教育の視点を意識した授業を実践した。ここでは、公民科以外で「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」と「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」を育成することを目指した具体的な授業の例として、国語科（国語総合）と地理歴史科（世界史B）を示す。

資料1 平成29年度岡山御津高等学校 主権者教育指導計画（抜粋）

教科名	科目名 (実施年次)	論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力)	現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力	現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決(合意形成・意思決定)する力	公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
国語	国語総合 (1年次)	「待つということ」 大人とは何か、という問いに対しての自分の考えを相手に伝えるように説明する。	「空をかたいで」 「空」という言葉から想像される現実の社会の問題について、自分の言葉で表現し、意見を出しあってまとめる。		「空をかたいで」 世界を受け継いでいくという詩のメッセージを受け取り、自分の言葉で表現する。
地理歴史	世界史B (2年次)		「アテネの民主政」 民主政の特徴を他の政治形態と比較して考える。	「帝国主義と植民地支配」 植民地支配が現代社会に及ぼした影響について話し合う。	「アテネの民主政」 民主政の特徴を考えることから、自らの政治への関わり方をまとめる。
	日本史A (3年次)			「明治憲法」 明治憲法成立時の社会情勢と現在を比較し、よりよい政治形態のあり方について話し合う。	「大正デモクラシー」 政変政治の成立について考えることで、自らの政治姿勢を自覚する。
	地理A (3年次)		「国家の領域と領土問題」 日本周辺の領土問題を、我が国の立場を踏まえて考える。		
数学	数学 I (1年次)	「数と式・因数分解」「数と式・絶対値」「二次関数・最大値や最小値」 複雑な因数分解の方法について他者にわかりやすく説明する。 絶対値記号を含む式について、正しく考察し絶対値記号をはずす。 定義域が変化するときの二次関数の最大値や最小値を求める。			
理科	物理基礎 (2年次)	「運動の法則」 生徒それぞれの実験結果から、力と加速度の関係、質量と加速度の関係を見出し、運動の法則を導き、説明する。			
	化学基礎 (1年次)		「中和反応と塩」 酸性雨問題。 酸性の排水を中和して、処理することの重要性について考える。		
	生物基礎 (2年次)			「生態系とその保全」 さまざまな環境問題について、解決すべき課題を挙げ、解決法を考える。	
保健体育	保健 (2年次)		「家族計画と人工妊娠中絶」 家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解するとともに、場面に応じた適切な意思決定と行動選択について考える。	「家族計画と人工妊娠中絶」 妊娠を望まないときに私たちがとるべき行動は何かを考える。	「大気汚染と健康」 「高齢者の社会的取り組み」 環境問題について、自らが出来る問題解決策を考える。 高齢者や弱者だけではなく、誰もが住みやすい環境を作っていくために何が出来るか考える。
芸術	音楽 I (1年次)	「楽曲の特徴を感じながら鑑賞しよう」 作曲者、演奏者の表現の特徴を理解して、自分なりの表現意図をもって歌唱する。			
	美術 I (1年次)	「絵画・自画像」 自分の性格や特徴について深く考察し、他者への伝達及び表現方法を考える。	「絵画・心の世界」 現実社会と自分について考え、何をテーマとして表現したかを考える。		「ユニバーサルデザイン」 誰もが共有可能なバリアフリーデザインについて問題意識を持って考える。
外国語	コミュニケーション英語 II (2年次)	「日本文化を紹介」 英語で日本文化をわかりやすく紹介する工夫をグループで考える。		「環境問題について考える」 題材(環境問題)について、自分たちのできることをグループで話し合う。	
家庭	家庭基礎 (1年次)		「販売方法と問題商法」 「住宅選択シミュレーション」 問題商法の被害にあわないための方法を話し合う。 それぞれのライフスタイルに合う住宅選択のシミュレーションをし、必要な情報、資金について考える。	「適切な契約のための制度・法律」 契約のための制度や法律を協働的に学ぶことで、適切な契約について考える。	「共生・持続可能な住居」 持続可能な住居など将来自らが関わる住宅のあり方や課題を身近に捉える。
情報	社会と情報 (1年次)	「プレゼンテーション」 「将来就きたい職業」についてスライドを作り、プレゼン原稿を作成する。	「情報モラル」 情報モラルと社会のルールについて考え、情報を扱う責任を理解させる。	「情報システム」 情報社会の課題を見出し、問題解決を図る手法を身に付ける。	「ネットワークとコミュニケーション」 将来使用する電子メールのマナーを理解し、情報発信時の望ましい態度を身に付ける。

【国語総合】 単元：『空をかついで』 ひとつの単語から世界を広げる

題材：「空をかついで」石垣りん

・単元のねらい（主権者教育の視点から）

詩の表現に隠されたメッセージからイメージを広げさせ、この世界の担い手であるという自覚を促すことで、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育てるとともに、社会の「輝き」と「暗やみ」について着目させることで現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育成する。

・単元の概要

導入では、詩で使われている「空」という単語からイメージを広げていくことで、一つの単語から様々なことがイメージできること、そのイメージは生徒一人ひとりの思考に基づいていることなどをとらえさせる。

『空をかついで』という詩のメッセージを理解させた上で、未来の子どもへ託す現実の社会の問題について発想を広げさせ、物事の多面性について具体的な例を通して考察させる。

・本時の指導の流れ

(1) 本時の目標「イメージをふくらませる」を示す。

イメージマップを作成し、「空」からどのような言葉を連想するかマップを広げていく。  
個人での作業の後、グループでの作業を行うことを説明する。

【ねらい】授業の流れの見通しをもたせる。

(2) 「空」についてのイメージマップを個人で作成し、それをもとにグループで模造紙にマップを書き、黒板に貼付する。

【ねらい】他の生徒のマップを見ることで、自分以外の「ものの見方」を知る。他の意見に耳を傾け、新たな視点を見つける。

(3) 生徒から出てきたキーワードのうち、詩とつながるものを取り上げ、詩の内容に入る。

【ねらい】作者の意図を知り、本文の「この輝きと暗やみを」という言葉から、それぞれ何をイメージするのか、さらに思考を深める。

(4) 自分が未来の子どもたちに託したいものは何なのかをまとめる。

(例) 例えば「AIの発達」を「輝き」と受け止める生徒と「暗やみ」と受け止める生徒がいる。それぞれの根拠について他者に伝わるように表現をする。

【ねらい】生徒一人ひとりが考える社会問題について表現する。



## 【世界史B】 単元：アテネの民主政「アテネの民主政を通じて、現代の民主政を考える」

### ・単元のねらい（主権者教育の視点から）

古代ギリシアの都市国家アテネの民主政の確立とその腐敗の過程をグループで議論することで、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」を育成する。また自らがどのように政治に関わっていくかを考えさせることで、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」を育成する。

### ・単元の概要

アテネの政治体制は、貴族政から財産政治、僭主政を経て民主政に到達し、その後扇動政治家による衆愚政治へと変化していく。それぞれの政治体制の長所と短所を比較させて、民主政の特徴をとらえさせる。また衆愚政治に陥らないために必要なことを考えさせることによって、現在の日本の政治において主権者自らが意識すべき事柄を具体的に自覚させる。

### ・本時の指導の流れ

(1) 本時の目標「アテネの民主政を通じて、現代の民主政を考える」と、メインクエスト「民主政は本当に優れた政治体制だろうか？」を示し、授業の流れを説明する。

【ねらい】 本時の見通しをもたせる。

(2) ワークシートに沿って授業を展開する。ワークシートの番号2と3については、個人で考えた後、グループでその考えを共有する。ワークシートの番号4については代表者に発表させて共有する。

【ねらい】 個人の考えをグループで共有する過程を通して、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力と協働的に追究する力を身に付けさせる。

【留意点】 意見が出なかつたり、偏つたりするグループには、他のグループと交流させるなどの手立てを講じて多様な意見が共有できるように支援する。

※以下の番号はワークシートの番号に対応

1 アテネの民主政の確立過程において登場した政治体制を全員で確認する。

【ねらい】 前時までの学習事項を確認する。

2 それぞれの政治体制の長所・短所を考える。

【ねらい】 他の政治体制と比較させることで、民主政の特徴を理解させる。

【留意点】 民主政が衆愚政治へと墮落したことを意識させる。

3 民主政を墮落させないために必要なことを考えさせる。

【ねらい】 衆愚政治を防ぐために市民がすべきことに気付かせる。

【留意点】 アテネ市民としてすべきことを考えさせ、それが現在の日本の政治にも共通することであることを指摘する。

4 現在の日本の政治に対して、各自の意識すべきことを考えさせる。

【ねらい】 自分自身の問題として、政治に対する態度を具体的に考えさせる。

【留意点】 具体的な行動として何をすべきかを考えさせる。

5 本時の学習を振り返らせる。

メインクエストに答えさせ、よりよい民主政を実現するために、今後とるべき具体的な行動を意識させる。

「民主政は本当に優れた政治体制だろうか？」  
～アテネの民主政を通じて、現代の民主政を考える～

1 アテネの民主政が成立するまでに登場した政治体制をすべて書きましょう。

既習事項を全員で確認します。

2 それぞれの政治体制の長所・短所を考えつく限りすべて書きましょう。

政治体制	長 所	短 所

個人で考えてからグループで共有します。

【身に付けさせたい資質・能力】  
現実社会の諸課題について多面的・  
多角的に考察し、公正に判断する力

3 民主政を墮落させないために必要なことを考えて書きましょう。

個人で考えてからグループで共有します。

【身に付けさせたい資質・能力】  
現実社会の諸課題について多面的・  
多角的に考察し、公正に判断する力

4 現在の日本の政治において、あなたが意識すべきことを具体的に書きましょう。

最後に各グループの代表が発表します。

【身に付けさせたい資質・能力】  
公共的な事柄に自ら参画しよう  
とする意欲や態度

5 授業の振り返り。

個人で取り組みます。

#### (4) 小・中学校の学習と高等学校の主権者教育

○単元（題材） ★主権者教育の視点

	社会科	特別活動や総合的な学習の時間、外部との連携等
小学校	<p>【目標】社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p> <p>○「わたしたちのまち（市）のようす」 ○「安全な暮らしを守る」「住みよいくらしをつくる」 ○「わたしたちの食生活と食料生産」 ○「わたしたちの生活と工業生産」 ○「わたしたちのくらしと政治」⇒実践例（１） 「くらしの中の政治」 ○「世界の中の日本」</p> <p>★地域社会・我が国の一員としての自覚 ★地方公共団体や政治の働き ★日本国憲法の基本的な理念</p>	<p>〈特別活動〉 □学級活動 （１）学級や学校の生活づくり ア 話し合い、話しあって決めたことなどを協力して実践 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 □児童会活動 ・児童会の計画や運営 <b>児童による自主的・実践的な活動</b></p> <p>〈総合的な学習の時間〉 □地域社会との交流、清掃ボランティア等 □租税教室等の実施 等</p>
中学校	<p>【目標】広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p> <p>○【地理的分野】「身近な地域の調査」 ○【歴史的分野】 「身近な地域の歴史を調べる活動」 「立憲制国家の成立と議会政治の始まり」 ○【公民的分野】 「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」 「民主政治と政治参加」⇒実践例（２） 「世界平和と人類の福祉の増大」 「よりよい社会を目指して」</p> <p>★地域社会へ参画する態度と国民としての自覚 ★国民主権を担う公民として必要な基礎的教養</p>	<p>〈特別活動〉 □学級活動 （１）学級や学校の生活づくり ア 話し合い、話しあって決めたことなどを協力して実践 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 □生徒会活動 ・生徒会の計画や運営 ・ボランティア活動等の社会参加 <b>生徒による自発的、自治的な活動</b></p> <p>〈総合的な学習の時間〉 □地域に関する探究的な学習 □子ども議会参加や議会見学、租税教室等の実施 等</p>

公民科	特別活動や総合的な学習の時間、外部との連携等
<p>高等学校</p> <p>【目標】 広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。</p> <p>【現代社会】【政治・経済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「現代社会における諸課題」</li> <li>○「現代の民主政治と政治参加の意義」 ⇒指導例（１）・（２）</li> <li>○「個人の尊重と法の支配」</li> <li>○その他⇒指導例（３）・（４）、実践例（５）</li> </ul> <p>★主体的に社会に参画する態度</p> <p>★平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質</p> <p>★主体的に課題を設け意欲的に探究し考察させる学習</p>	<p>〈特別活動〉</p> <p>□ホームルーム活動</p> <p>（１）ホームルームや学校の生活づくり</p> <p>ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動</p> <p>ウ 学校における多様な集団の生活の向上⇒実践例（１）・（２）</p> <p>□生徒会活動</p> <p>・生徒会の計画や運営⇒実践例（３）</p> <p><b>生徒による自主的・実践的な活動</b></p> <p>〈総合的な学習の時間〉</p> <p>□地域課題探究</p> <p>□租税教室等の実施 等</p> <p>〈社会貢献活動〉</p> <p>〈その他〉 ⇒実践例（４）</p>

●高等学校での主権者教育に対するメッセージ

〈小学校教員から〉

中学校、高等学校と進む中で、さらに詳しく様々な事例へと広めたり、一般的、抽象的な概念へと深めたりして学んでほしい。

〈中学校教員から〉

中学校では、小学校での学習との関連を図りながら学習を進めているが、高校でのより探究的な学習を通して、一人ひとりが主権者として現代社会に貢献できる人材へ育ててほしいと期待している。

高等学校では、主権者を育成するために不可欠な課題発見や課題解決能力の育成につなげていきたい。生徒の義務教育段階での諸活動や学習内容に触れつつ、直面する課題を考えさせていくことは、これまでの学習内容が社会と具体的にどのように結びついているのか、生徒自身の興味関心を喚起し、学習意欲の向上にも繋がる。今回の法改正を機に、主権者教育は小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと連続して行われるもの、という意識を持って取り組むことが必要である。

## ～小・中学校における主権者教育の実践例～

### 実践例（１） 地域との関わりのなかで育てる主権者意識

小学校社会

単元：わたしたちの暮らしと政治

～総社市立池田小学校～

#### ねらい

児童の身近な地域で取り組まれているまちづくりの施策が、地域住民の願いを実現するために行われていることを調べ、政治は人々の願いをもとにしながら、国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを理解させる。さらに、地方公共団体で行われている事業は、国の政治と深く関わっていることや、国会、内閣、裁判所の仕事や仕組みについて理解させる。

#### 概要

地域住民の願いがこめられた事業（総社市市民提案型事業の「池田地区小道の駅プロジェクト」）の事例を取り上げる。それがどのような経緯を経て実現したのかを、施設を見学したり携わった人々に聞き取りをしたりして追究することで、人々の願いは政治の働きによって実現していることをとらえる。

#### 指導の流れ

##### （１）第一次＜学習課題を持つ＞

【ねらい】自分たちの住んでいる地域や我が国の年齢別人口の比率について調べ、国や都道府県・市町村は、子どもから高齢者までが安心して生活したいという人々の願いをどのように実現しているのかという課題意識を持たせる。

【留意点】市や地域の人口の移り変わりのグラフや地域の写真を手がかりに、住んでいる地域の人口が減少し、高齢化していることをとらえ、地域を活性化したいという住民の願いを知る。そして、本事業でできた施設がどのようにしてできたのか関心を持たせる。

##### （２）第二次＜総社市市民提案型事業について調べる＞

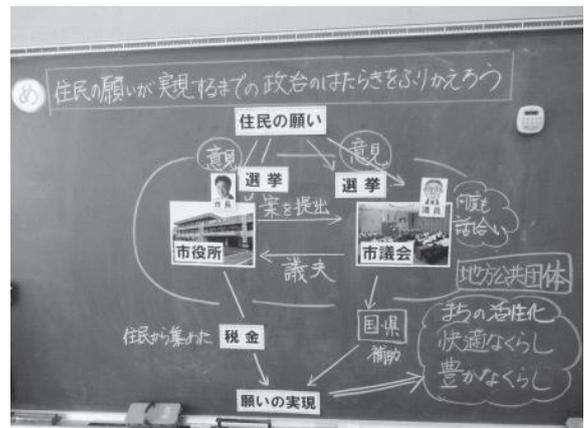
【ねらい】本事業に携わっている人々の取組や地方公共団体の施策について調べ、地域住民の願いを実現するために、地方公共団体が計画を立てたり、補助金を出したりして関わっていることについてとらえさせる。

【留意点】施設を見学したり携わった人々に聞き取りをしたりして追究する。そして、地方公共団体が地域住民の願いを聞き入れ、実行するまでに何度も話し合いを行っていることや、市民や県民が税金を収めていること、税金の使い道は議会で話し合われていることなどの税金の使われ方や仕組みをとらえさせる。

### (3) 第三次<政治の働きを考える> (本時)

【ねらい】 地域住民の多様な願いを実現するために、限られた財源の中で他の政策とも調整しながら、税金の使い方について話し合われていることをとらえさせる。また、市民によって選挙で選ばれた市長や市議会議員が関わっていることをとらえさせ、市民の手によって実現される政治の仕組みをつかむことができる。

【留意点】 本事業が、市内でも比較的小さな範囲の地域での活動を対象とする制度であることを話題にし、「住民みんなのために税金を使うことになっているのか」を話し合わせる。その話し合いを通して、住民全員の願いをかなえることは難しいことや、地域住民が選んだ市長や市議会議員が十分話し合っただけで決めたことであること、地域住民は選挙で自分の願いを実現してくれそうな市長や市議会議員を選んでいること、納めた税金によって様々な政策が行われていることなどを関連付けながら、選挙や納税など、市民の手で実現する政治の仕組みがあることをとらえさせる。



#### 「総社市市民提案型事業」について

市民主体のまちづくりを進める「公共の担い手」を創出し、官民協働の推進を目指して、総社市が平成26年度から実施している事業。

効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的に、市民活動団体や地域団体が地域課題の解決等に向けて自主的、主体的に企画立案、実施する公益性のある事業について補助金を交付している。

### ねらい

憲法の基本原理や政治に関わる基礎的な学習内容の確実な定着をねらうとともに、国民主権と間接民主制との関係を考える活動を通して、「政治に関心をもつこと」や「政治に参加すること」の意義を理解させる。

### 概要

主権の意味や民主政治の形態に関する前時までの学習を確認させるとともに、既習事項を含めた具体的な例をもとにして「間接民主制において国民主権が十分に実現できなくなる場合」や「国民主権の後退につながる状況にならないようにするために大切なこと」を考えさせる。また、そのことを通じて、「政治に関心をもつことや政治に参加することの重要性」を生徒に認識させる。

### 指導の流れ

(1) 本時の目標について説明する。

**目標** 「国民主権と間接民主制」の関係から「主権者」としての基本的な在り方を考えよう。

(2) 既習事項を確認させる。

(3) 課題1を示し、既習事項を振り返りながら課題について考えさせる。

(課題1) 「間接民主制において国民主権が十分に実現できなくなる場合があるとすれば、それはどのような場合か考えよう。」

#### 【ワークシートに記入された生徒の考え】

- ・一票の格差があるとき。(※既習事項)
- ・投票率が低くなる時。(投票に行かなくなったとき。)(※既習事項)
- ・立候補する人が少なくなったとき。
- ・適当に代表を選挙で選んだとき。
- ・選ばれた人が公約を無視するとき。
- ・限られた年代の人の声だけ立候補者が耳を傾けるとき。 など

【留意点】 日本国憲法の基本原理としての国民主権と、選挙に関する課題（選挙制度ごとの長所や短所に関する学習を含む。）は既習事項である。課題1は少し異なった視点から学んだことを整理できるよう「国民主権」との関わりから改めて問いを構成したものである。考えるきっかけとして「一票の格差」「投票率の低下」といった既習事項を例としてはじめに示すことも考えられる。

(4) (3) で挙げたような、国民主権の後退につながる状況にならないようにするために大切なことは何か、課題2を示し考えさせる。（できるだけ簡潔な一文、または二文で自分の考えを簡潔にまとめて示すように促す。）

（課題2）「国民主権を反映した間接民主制とするために大切なことは何か考えよう。」

【ワークシートに記入された生徒の考え】

- ・国民が政治への関心を失わないこと。
- ・政治が未来を担っていることを国民が理解すること。
- ・国民全員が正しいことを求め、実現するためのやる気をもつこと。
- ・一人一人が自分の意見を政治に反映させたいと強く思うこと。 など

(5) 本時のまとめと振り返りを行う。

課題1・課題2を通して考えたことを教師がまとめつつ、生徒自身の記述内容から本時の振り返りを行う。その際、学校で学習する内容と実生活との関連や政治に関心を持つことの重要性などに留意する。

## 2 公民科における指導例・実践例

### ～多面的・多角的な考察を促すモデル的な事例～

指導例（１） 「18歳選挙権で政治を身近に」

**現代社会** 単元：現代の民主政治と政治参加の意義

#### ねらい

政治や選挙に対しての考えを他者と共有する中で、18歳選挙権を前向きに捉え、主権者として今後、政治や選挙とどのように向き合っていくべきかを自分なりに考え、投票のための一歩を踏み出す。

#### 概要

実際の投票を経験したことがないことから、「何となく分からない」「私には政治は関係ない」「私が投票しても結果は変わらない」といった選挙への漠然とした不安を一つずつ解きほぐしていき、社会参加への一歩である投票行動に対するハードルを少し下げ、最終的に自分なりの政治争点をつくり、政治を身近に感じさせる。

#### 指導の流れ

- (1) 本時の目標と流れを示し、見通しを持たせる。
- (2) ワークシートに沿って授業を展開する。多様な答えが予想されるQ1～Q4については、生徒の実態に配慮しながら、個人で考える→グループで共有・意見交換する→全体で発表するといった活動を取り入れ、学習活動を活性化させたい。
  - 【ねらい】 問いに取り組んでいく過程で、政治が自分たちの生活や未来と関わっており、自分に関係ある問題であることに気付かせる。
  - 【留意点】 生徒からネガティブな意見が出ることも考えられるが、教員が否定するのではなく、生徒全体に対して反対意見がないか発言を促したり、違う見方はないかと問いかけたりして、視野を広げる。

※以下の番号はワークシートの例に対応

#### 1 「政治ってよく分からない」というあなたへ

【ねらい】 公職選挙法改正への理解を促す。

**副教材P6**を活用して政治の意味や意義を確認

【留意点】 短時間での確認に留め、2へつなげる。

#### 2 「政治は私には関係ない」というあなたへ

【ねらい】 「納税者」として生徒と政治を結びつける。

1と関連させて、税金と関わることは政治とつながるのだから、Q1「税金って何に使われているだろうか？」や、Q2「これから社会人となって日本を支える10～20代の若者にとって、大切な政治課題(どんなことに税金を使って欲しい?)は何だろうか？」と問いかける。

【留意点】 税金を払うのも、その税金の使い途を決める代表を選ぶのも自分たちであるという点を強調する。

### 3 「私が投票しても結果は変わらない」というあなたへ

【ねらい】副教材P24～27を参照し、若者の投票率が低くなると、若者の声が政治に届きにくくなってしまいうことに気付かせる。

Q3 あなたが立候補する立場なら、【20代に子育て支援政策・60代に老後の福祉の政策】どちらの政策を強くアピールする？と問いかける。

【留意点】どちらの意見が出ても、理由を聞き、否定はしない。

### 4 「どうやって選んで、誰に投票したらいいかわからない」というあなたへ

「政治のこと、よくわからない私が投票していいの？」というあなたへ

「政治なんて誰がやっても一緒だ」というあなたへ

【ねらい】生徒を投票される立場に立たせ、わからないからできないではなく、政治や政治家の政策に関心を持つことの大切さに気付かせる。

Q4 あなたが立候補する立場なら、有権者にどのようなことをアピールしようと思いますか？

【留意点】実際の政治家の活動に何の関心も示さず、今の世の中への不満だけで終わってしまうのは、大人として無責任ではないかと投げかける。

【ねらい】ここまでの学習や自分の経験を踏まえて、自分なりの争点づくりのきっかけにさせる。

Q5 Q2・Q4とリンクさせて、重要と思うテーマを2つ選んで○をしよう！で、生徒の関心を政治課題に引きつける。

【留意点】実際の選挙での政党の主張等の資料に基づき、以下の点に留意しながら生徒の自分なりの争点づくりを指導することも考えられる。

- ①授業の目的が特定の政党や政治家への支持を誘導するものではないことを明示する。
- ②教師は政治的中立性を確保して指導する。
- ③資料として新聞のまとめ記事や選挙公報を用いることも考えられる。  
(新聞活用の留意点は**指導資料P90、91**を参照)

### 5 「次代を担う若者」であるあなたへ～選挙の心得～

【ねらい】ここまでの学習活動をまとめ、選挙に初めて参加する者として、まずは参加しながら、自分なりの基準を見つけさせ、選挙・政治に対するハードルを下げる。

【留意点】投票への不安が大きくなるので、自分の投票基準に過度な厳格さを求めず、体験の大切さを強調する。

### (3) 6 今日の授業の振り返りを書く。

次時に具体的な模擬争点づくりをさせるなら、必要な資料を持参するように促す。

(発展) このような学習の成果を生かして、生徒会活動などを活用する等して投票への意識を高めることも考えられる。

## 「18歳選挙権で政治を身近に」

### 1 「政治ってよく分からない」というあなたへ

- ・公職選挙法の改正に伴い、満18歳以上の人に選挙権が与えられ、選挙運動も可能に。
- ・政治の役割とは ～副教材P6より～

- ・話し合って 合意 を作ること。
- ・様々な 利害 を調整し、税金 の 分配 方法を考えること。

### 2 「政治は私には関係ない」というあなたへ

Q1 私たちが納めている税金は何に使われているだろうか？

【例】道路・港湾整備・教育・福祉・選挙・公務員給与 など

みんなの役に立つことだが、必ずしも直接的な利益につながらないことに税金が使われているとも言える。

Q2 これから社会人となって日本を支える10～20代の若者にとって、大切な政治課題(どんなことに税金を使うべきか)は何だろうか？

【例】進学先での給付型奨学金の拡大・一人親家庭の手当の拡充  
学費の無償化 など

※税金を払う＝自分を含むみんなのためにお金を出す＝政治と関わる一歩

### 3 「私が投票しても結果は変わらない」というあなたへ

A 法改正で増える有権者は約 240 万人！全体の有権者は約1億120万人

B 例えば60代の投票率は20代の約 2 倍（平成26年の衆議院議員総選挙）

Q3 あなたが立候補する政治家なら、どちらの政策を強くアピールする？

【 20代に子育て支援政策 ・ 60代に老後の福祉の政策 】

理由：【例】60代：人口が多く、投票率も高いので、票に結びつきやすい。

20代：これまで投票率が低いので、関心が高まればたくさんの人が投票に行くかもしれない。 など

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまふ。若者が政治に関心を持ち、若年層の投票率が上がれば、若者を意識した政策が提案される可能性につながる。

#### 4 「どうやって選んで、誰に投票したらいいかわからない」というあなたへ

「政治のこと、よくわからない私が投票していいの？」というあなたへ

「政治なんて誰がやっても一緒だ」というあなたへ

Q 4 あなたが立候補する立場なら、有権者にどのようなことをアピールしようと思いますか？

Q 5 Q 2・Q 4とリンクさせて、重要だと思うテーマを2つ選んで○をしよう

テーマ	○	内容 ※それぞれがリンクしていることも考慮！
雇用		働き方のルール・賃金はどうあるべきか？
財政問題		日本の借金は？消費税はどうなる？
経済		今後の景気対策は？
安全保障		日本の安全・平和を守るためには？
憲法		憲法は変えるべきなのか？
社会保障		少子高齢社会の年金・医療・福祉はどうする？
子育て支援		待機児童を減らすには？、子どもの貧困の改善に向けて
農業		貿易、農業の後継者問題、食の安全
地方活性化		地方分権、過疎、人口問題、産業振興
復興		東北の震災、熊本の災害復興などの対策は？
教育		21世紀の学びはどうあるべきか？奨学金の拡充
その他		

⇒なぜそのテーマを選んだのか。

- ・
- ・

#### 5 「次代を担う若者」であるあなたへ～選挙の心得～

- ・ 最初が肝心。まずは行ってみる。体験からスタートかもしれない。
- ・ 立場と意識が変わる。興味は後から出てくる。  
未来を見据えて、選挙権を行使するというを長い目で見てみよう。

#### 6 今日の授業の振り返り

## 指導例（２）「公約をもとに選んでみよう～模擬市長選挙～」

現代社会 単元：現代の民主政治と政治参加の意義

### ねらい

模擬市長選挙を通して、それぞれの候補者の公約について自分なりに意見形成させ生徒同士で候補者を選ぶ理由について議論を交わさせることで、多面的・多角的に考察させる。また、既習事項である地方自治の知識を活用し、実践的な活動の中で意見形成させる。（副教材P7、P30～37）

### 概要

選挙公報は、教員が作るか、授業展開に合わせて生徒が作成しても良い。

前時までに、生徒に地域の課題やその解決策について話し合わせる。生徒の意見を参考に、公開パネルディスカッションの台本や選挙公報を作成する。それらを利用して本時で「模擬市長選挙」を実施し、候補者の公約について自分なりの意見を考え、投票する候補者を決める。次に、各グループ内で候補者を選んだ理由を発表し、質問や反論など議論を重ねる。その後、各グループの代表者がグループ内でなされた議論を全体に発表し共有する。また、これまでに学んだ地方自治の内容から1票の大切さを伝える。

### 指導の流れ

※文章中＜ ＞内の数字はワークシート例と対照になっている。

（１）本時の目標「公約を比較し、投票する候補者を選ぼう」を示し、本時の流れを説明する。（副教材P52～P57）

【ねらい】本時の学習の見通しをたてさせる。

（２）公約をもとに候補者を選ぶ方法について、争点・選挙公報から説明する。

公約から相違点を見つけ、それを元に自分の意見を作ることの大切さを伝える。

【ねらい】実際の選挙に即して、投票する候補者の選び方を体感する。

【留意点】候補者の選び方は、支持政党など多くの理由があることに触れながら、本時では公約を重視することを伝える。

（３）生徒に、各候補者の公約をもとにして候補者を選ばせる。

難しい用語や地域課題などは個別に説明。

【ねらい】実際の選挙に合わせ、台本を利用し公開パネルディスカッションの読み合わせを行い＜ 1 ②参照＞、選挙公報と照らし合わせ、相違点から自分の意見を考えさせる。そこから投票する候補者を選ばせる。＜ 1 ③参照＞

【留意点】候補者を選ぶうえで重要視した公約とその理由を考えさせる。＜ 2 参照＞また、他の候補者の公約との違いも考えさせる。＜ 2 参照＞

（４）各グループごと、その後、クラス内で議論や発表を行なわせる。＜ 3 参照＞

【ねらい】個人やグループでの意見などを共有することで多面的・多角的な見方に気付かせる。＜ 3 ②③④参照＞

【留意点】感情的な非難にならないように注意する。

（５）地方自治における有権者の責任から選挙の大切さに気付かせる。

【ねらい】住みやすい町をつくるのは有権者の1票であることに気付かせる。

【留意点】地域の身近な問題から地方自治の本旨について再確認する。

（６）自分の候補者を選ぶ基準について、他者と比較するなどして振り返らせる。

＜ 4 参照＞

## ワークシート例

### 1 公開パネルディスカッションを実施してみよう

- ① 4人グループを作り、役割（司会・各候補者・争点メモ係）を決める。
- ② 台本に従って各グループで公開パネルディスカッションを実施する。
- ③ 終了後、メモ係が争点メモを使い、メンバーに公約とメリット・デメリットを説明する。

争点メモ

争点		岡山 太郎	吉備 花子
子育て支援	公約		
医療費補助	メリット		
政策は？	デメリット		
人口維持	公約		
企業か？	メリット		
大学か？	デメリット		
高齢者福祉 交通機関 無料？ 医療費補助？	公約		
	メリット		
	デメリット		

### 2 投票する候補者を決定してみよう

公開パネルディスカッションを聞いて、投票する候補者を選びその理由を書いてみよう。  
(どの公約に賛同したのか、その理由)

候補者名	選んだ理由
さん	

### 3 グループで話し合ってみよう

- ① 自分がどの候補者を選んだのか、どの公約に賛同したのか、その理由を説明しよう。
- ② 全員の理由をプリントに書いてみよう。

メンバー名	候補者名	どの公約に賛同したか	なぜ賛同したか
さん			

- ③ それぞれの候補者の公約について、良い点・気になる点などを話し合ってみよう。

グループでの話し合いの内容

公約について自由に話し合えます。

- ④ 各グループでの話し合いの内容をクラスで発表してみよう。

### 4 振り返り

-----  
-----

## 台本の概要

### (1) 子育て世帯のための医療費の補助

#### ○岡山太郎候補者

中学3年生までの通院にかかる医療費の自己負担相当額を市が全額負担する制度にする。その理由として、この制度により、子どもが病気にかかった際、どのような経済状況でも病院を利用できるメリットがあるため。吉備候補者の制度では、お金の使い道が決まっていないので、そのお金が本当に子どもの支援につながっているのかわからないというデメリットがある。

#### ○吉備花子候補者

中学3年生までの医療費助成制度には反対である。その理由として、本来病院を必要としない程度であっても病院を利用するようになってしまうというデメリットが考えられるから。自己負担がないという理由で病院を利用する子どもが増えれば、将来、市の財政を圧迫することになりかねない。そこで、子育て支援金として児童手当を受給している子育て世帯に対して、新しい補助金として毎月5,000円上乗せして支給する。この制度のメリットとして、お金の使い道が医療費だけでなく自由であるということが挙げられる。

### (2) 人口維持

#### ○岡山太郎候補者

企業を誘致することで、働く世代の人口が街に増えていき、将来的にも人口が維持できるのではないかと考える。企業誘致には、2つのメリットがある。まず、市民にとって地元で働く場所ができるという点。そして、市にとっては誘致した企業からの税金で収入が増えるという点が挙げられる。吉備候補は、市に大学の誘致を考えているようだが、今、社会の流れとして、人口の多い都市に多くの大学が戻ってきている状況です。

#### ○吉備花子候補者

市に新しい大学を誘致することで、若い世代の人口を増やしていくべきだと考える。企業誘致では、その企業が採算が取れないという判断をした場合には、すぐに撤退してしまうデメリットがある。そこで、私は市で土地や建物の整備などを行い、新しい大学を誘致できる体制を整える。大学の誘致には2つのメリットがある。1つ目に、若い人の街での消費活動が増えて、経済効果をもたらしてくれる。2つ目に、地元の人々と大学生の交流による地域問題の解決や地元の文化交流を行うことで地域活性化につながる。

### (3) 高齢者福祉

#### ○岡山太郎候補者

市在住の65歳以上の人の公共交通機関の乗車料金を無料化したいと考えている。この制度のメリットは、65歳以上の人の交通問題を市が支援することができること。そして、この制度により高齢者の自家用車利用が少なくなり、事故の減少が期待できる。

#### ○吉備花子候補者

現在75歳以上の後期高齢者医療制度に対して市独自に65歳以上の方への医療費助成制度を整えるべきと考える。2つのメリットが挙げられる。1つ目に、医療費の補助による生活にゆとりが生まれること。2つ目に、医療費としてこれまで払っていた分を介護費用とすることができるため、在宅介護を行っている家族の方の支援にも結びつくこと。

平■■■年  
■月■日執行

# 模擬〇〇市長選挙公報

□□高校選挙区  
選挙管理委員会(仮)

(この選挙公報は候補者から提出された原稿を写真印刷したものです。)

## 岡山 太郎

候補者  
顔写真

授業時は、著作権フリーのイラストを使用した。

略歴  
公約  
など

### 医療・人口維持

### もっと前へ！〇〇

〇〇には実際の地名が入ります。

#### ★子育て世帯へ支援

中学三年生までの医療費自己負担相当額の助成をします。病気になる場合、どれだけ病院を利用しても市が助成します。

#### ★企業誘致

人口の減り続ける日本社会で、自治体として生き残りを目指す、産業・流通センターの規模拡大を推進します。近畿圏・中国圏へ流通が便利なこのセンターの規模拡大することで、企業誘致を進めます。

#### ★公共交通機関の無料化

六五歳以上の方の市内移動におけるバス・鉄道利用の無料化を行います。これにより、公共交通機関をより利用してもらい、だれもが住みやすい街を創り出します。

## いっしょに考えよう！〇〇！

3つの挑戦で〇〇市をもっと元気にします！

### 挑戦① 児童手当 5,000 円上乘せ

市が子どもの医療費を全額負担する制度を廃止します。児童手当に 5,000 円上乘せし、子育てのために自由に使えるお金を支給します。

### 挑戦② 大学誘致

土地整備事業を行い、大学を誘致します。地域交流、新しい進学先、消費活動の増加につながり、継続的な若者の人口維持を可能とします。

### 挑戦③ 高齢者医療費補助拡大

65歳以上の高齢者の医療費を補助します。これにより、高齢者が住みやすい街づくりを推進します。

## 吉備 花子

候補者  
顔写真

略歴  
公約  
など

略歴などは、掲載してなくても可。

## 模擬〇〇市長選挙投票日

平成■■■年■■月■■日(■)

投票時間：午前7時から午後8時まで

(ただし、一部地域で、この時間と異なる場合もありますので、入場券でお確かめください。)

投票日予定がある方は、期日前投票ができます。

期日前投票ができる期間

■月■日(■)～■月■日(■)

※投票時間は、午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票所によって異なる場合があります。)

## 指導例（3） 「世代間格差と投票行動」

現代社会 単元：現代の経済社会と経済活動の在り方

### ねらい

社会保障費の給付と負担の世代間格差を例に、若年層の投票率の低さが政策の実現に与える影響を考察させ、今後の政治参加への動機付けとする。

### 概要

日本の社会保障制度の課題の一つとして給付と負担の世代間格差が挙げられる。少子高齢化の進展により今後も現役世代の負担が増し世代間格差が拡大すると予測されるが、世代間格差を是正するために給付を減らせば高齢者世代が不利益を被ることになり、今後双方の世代が納得する合意形成が求められることとなる。

社会保障費に関する法律や条例の制定、予算の決定に関わるのは議員である。現在、若年層の投票率は高齢者層に比べると低いと、制度設計や予算配分には高齢者層の意見がより反映されやすくなっているとも言われる。若者の声を政治に届け、若者向けの政策を実現させるには、若年層の投票率向上が第一歩となる。本時では資料の読み取りを通して上記の内容に気付かせ、今後の政治参加への動機付けとしたい。

### 指導の流れ

(1) 社会保障制度の課題とその要因を資料から読み取ろう。

資料A・B・C

【ねらい】 社会保障制度の課題である、給付と負担の世代間格差に気づかせる。その要因として少子高齢化があり、今後も少子高齢化が進むと、現状の社会保障制度のもとでは世代間格差が拡大していくことに気付かせる。

【留意点】 近い将来、自分たちが「現役世代」の仲間入りをすることを意識させる。

(2) 現状の格差に対する様々な世代の思いと格差を是正するための解決策についてグループで協議。

【活動】 3人グループをつくらせ、生徒を  
①高校生・②30代の大人・③高齢者に  
割り当て、それぞれの立場に立って意見を述べたり解決策を考えさせる。

例えば、「小学生と幼稚園の2人の子どもを抱え、教育費や住宅ローンの返済など出費が多い」（30代の大人）など具体的な設定を与えると、それぞれの立場の実情をよりイメージさせやすくなる。

【ねらい】 立場により格差への感じ方が違うこと、解決策を考えていくと、それぞれの立場の利害が衝突してしまうことに気付かせる。

【留意点】 立場による違いに気付かせることを重視し、解決策の検討には深入りしない。

(3) 「現役世代の負担が重い理由は、少子高齢化だけだろうか」

【ねらい】 年齢別投票率（副教材P25のグラフ）に着目させ、議員の立場からすると、投票率が高い高齢者層の意見を政策に反映しやすいとも言われることを推測させる。

【留意点】 ある程度自由に意見形成させた後、グラフを提示して新たな視点を与える。

(4) 「あなたが投票に行くことは、あなたの将来にどんな影響を与えるだろうか」

【ねらい】 若年層の投票率向上が、若年世代の声を反映した政策が導入される第一歩になることに気付かせ、将来の政治参加への動機付けとする。

【留意点】 実際の政策決定には、投票率以外にも様々な要因が関係していることに触れ、あくまでも一つの見方・傾向であることを補足する。

副教材P24～P27参照

使用資料例

資料 A

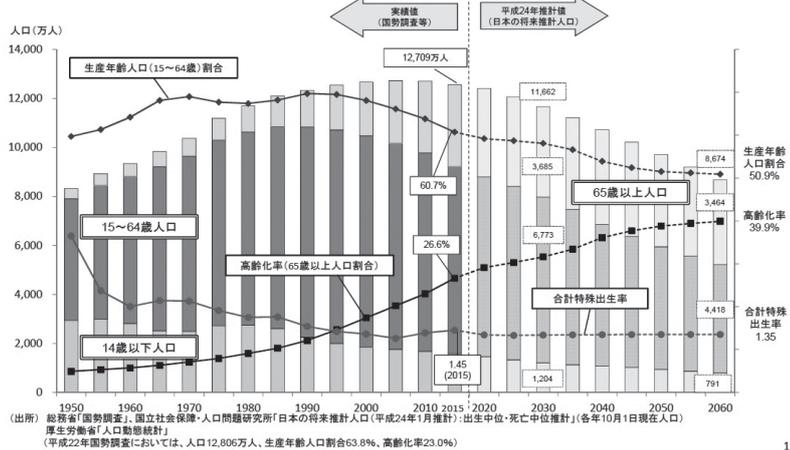
平成27 (2015)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金			(参考) 高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合(40歳時点)
		保険料負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分(再掲) 年金給付額 ②'	倍率 ②'/①	保険料負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	
70歳	(1945年生)	1,000	5,200	5.2	4,400	4.3	400	1,400	3.8	35.1
65歳	(1950年生)	1,100	4,700	4.1	4,100	3.8	400	1,200	2.9	39.5
60歳	(1955年生)	1,400	4,600	3.4	4,300	3.2	500	1,200	2.3	44.2
55歳	(1960年生)	1,800	5,000	3.0	4,900	3.0	700	1,300	2.0	48.8
50歳	(1965年生)	1,900	5,300	2.8	5,300	2.8	800	1,400	1.8	51.3
45歳	(1970年生)	2,200	5,600	2.6	5,600	2.6	900	1,400	1.7	53.2
40歳	(1975年生)	2,400	5,900	2.4	5,900	2.4	1,000	1,500	1.5	54.3
35歳	(1980年生)	2,700	6,300	2.4	6,300	2.4	1,000	1,600	1.5	54.5
30歳	(1985年生)	2,900	6,800	2.3	6,800	2.3	1,100	1,700	1.5	54.4
25歳	(1990年生)	3,200	7,400	2.3	7,400	2.3	1,200	1,800	1.5	54.2
20歳	(1995年生)	3,400	7,900	2.3	7,900	2.3	1,300	2,000	1.5	53.8

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値(平成26年度時点)に割り引いて表示したものである。  
 (注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。「(国勢調査)」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成25年1月推計)」から算出。

資料 B

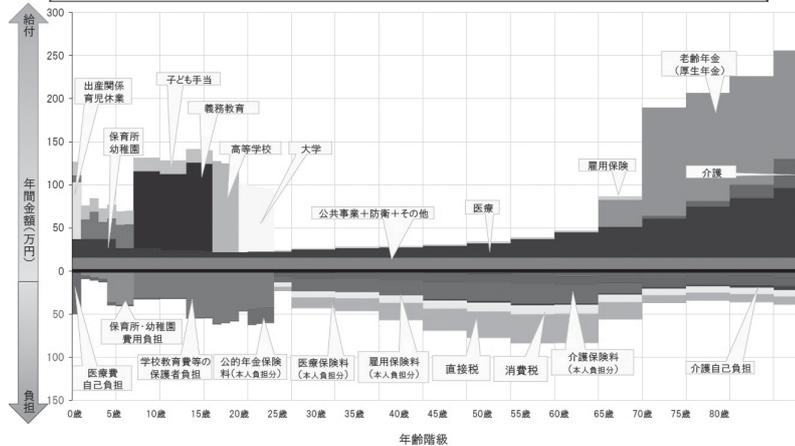
日本の人口の推移

○日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



資料 C

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



(注) 1. 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。具体的な計算方法は別紙のとおり。ただし、「公共事業+防衛+その他」については、平成22年度予算ベース。  
 2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。  
 3. 負担という観点からは、将来世代の負担として、公債金(平成22年度予算ベースで約44兆円、国民1人当たり約35万円)がある点についても留意が必要である。

出典：厚生労働省 H P

## 指導例（４） 「貿易体制の在り方について様々な立場から考える」

現代社会 単元：国際社会の動向と日本の果たすべき役割

### ねらい

多様な見方・考え方のある課題について、異なる立場から考え、議論して合意を形成する活動を通して、主権者として身につけるべき「課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをつくる力」「根拠をもって自分の考えを主張し説得する力」「各人の考えを調整し、合意形成していく力」（副教材P7）を育成する。

### 概要

本時では多様な見方・考え方を体験させることに重点をおき、貿易理論の内容については深入りしない。

「立場」についてはワークシート参照。

自由貿易と保護貿易の特徴を確認した後、生徒を4つの立場に機械的に割り当て、割り当てられた立場に立って「どのような貿易のあり方が望ましいか」を考えさせる。その後、立場の異なる4人でグループをつくり、それぞれの立場から、望ましい貿易のあり方について主張をさせる。最後は、望ましい貿易のあり方について、グループ内で合意形成させる。

自由貿易と保護貿易それぞれのメリット・デメリットを整理する。前時までに学習したうえで本時に取り組みと、生徒の活動時間が十分に確保できる。

### 指導の流れ

(1) 自由貿易と保護貿易の特徴を確認する。

【ねらい】議論の前提となる、貿易についての基本的な知識を確認する。

(2) 生徒を4つの立場に機械的に割り当てる。割り当てられた立場に立って「どのような貿易のあり方が望ましいか」を、資料をもとに考えさせる。

【ねらい】自分の主張の根拠を考えさせる。

新聞活用の留意点は指導資料P.90～P.91を参照。

【留意点】資料集のほか、自由貿易協定等に関する新聞記事などを資料として準備する。

(3) 立場の異なる4人でグループをつくり、望ましい貿易のあり方について、それぞれの立場から主張をさせる。

【ねらい】根拠をもって自分の考えを主張させ、相手を説得させる。異なる立場の主張を聞くことで、課題を多面的・多角的に理解させる。

【留意点】相手の主張は必ずワークシートにメモをとらせておく。

(4) 望ましい貿易のあり方について、グループ内で合意形成させる

【ねらい】異なる考え方を調整し、合意を形成する過程を体験させる。

【留意点】全員が納得した形で合意を形成するよう強調する。どのようにして合意形成に至ったか、数グループに発表させ、合意形成のあり方を共有させてもよい。

(5) これまでの議論をふりかえらせる。

【ねらい】議論をふりかえり、自分の考えを深めたり、異なる立場の主張を聞いて認識を新たにした点を確認させる。

(6) 多様な見方・考え方のある課題について考える枠組みを示す。

【ねらい】現実の社会では、一つの事象でも立場によって多様な見方・考え方があることを理解させ、それぞれの見方・考え方を知ったうえでそれらを調整し、全員が納得した形で合意を形成していくことの大切さを伝える。

政治的に対立する見解がある現実の課題についても同様の視点で考え、自分の意見をもったうえで投票することの大切さを伝える。

副教材P7、P30～P31、P78～P89 参照

議論の進め方や、振り返りの参考資料としても活用できる。

**Q1. あなたにとって、どのような貿易のあり方が望ましいか？** ※あなたの担当に○印

<p><b>政治家のAさん</b></p> 	<p><b>農業経営者のBさん</b></p> 
<p>自分の立場の主張と、その根拠を考えさせる。</p>	
<p><b>自動車会社社長のCさん</b></p> 	<p><b>専業主婦のDさん</b></p>  <p>いずれの立場も、割り当てられた生徒が何に注目するかで自由貿易と保護貿易のいずれの支持者にもなり得る。同じ立場でも異なる見方があることを示すことができる。 Bさんの例：外国産の安い農産物との競争に注目すれば自由貿易を敬遠するが、海外への輸出に活路を見いだすことに注目すれば自由貿易は好機となる。</p>
<p>異なる立場の主張と根拠も、メモをとらせる。</p>	

**Q2. どのような貿易のあり方が望ましいか、グループ内で合意をつくろう。**

グループの結論：

「政治家」担当の生徒に合意形成の議論を主導させる。

合意形成の方法：

多数決、妥協案の提示…どのような方法を採用すればみんなが合意できるかを生徒自身が考えて選択する。

**Q3. 振り返り**

- ・議論を通して、あなたの考えが深まった点は？
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- ・自分とは異なる立場の主張の中で、説得力があった点や納得できた点は？

ねらい

本校では、3年間を通して、2つの専門学科（園芸科・家政科）ごとに学校行事や授業において地域連携の取組を進めている。本実践例では、これらの活動を通して得た学びや経験を公民科の授業において、主権者教育の視点から整理する。この活動を通して現代社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力を付けるとともに、主権者として公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付ける。

指導の流れ

（１）第0時＜事前アンケート＞

- ①学校行事や授業における3年間の地域連携の取組から、どのような地域課題が浮かび上がったか、各自でワークシートに整理する。
- ②地域住民にアンケートを実施（井原市で感じる課題）→第1～4時で参考資料にする。

（２）第1～4時＜園芸科・家政科単独授業＞

**本時の目標** 住みやすく帰ってきやすい井原市の未来（課題と解決策）を考えよう。

【ねらい】これまでの各学科における地域連携から見えた地域の課題を整理することで、主権者として地域の姿をとらえ直させる。学習内容を活用して解決策を考える学びを通して、現代社会の諸課題を協働的に追究し、解決する力を養う。

【留意点】課題の解決策を考える際、これまでの各学科での地域交流を通じて得たことや関係した人のさまざまな立場を踏まえて、地域の課題・解決策を多面的にかつ具体的に表現できるように留意する。

【補 足】次時に向けて、必要な場合は放課後などを利用して発表原稿をまとめておく。

（３）第5・6時＜園芸科・家政科合同授業＞

**本時の目標** 各学科の学びを通して感じた井原市の課題とその解決策を発表しよう。

【ねらい】課題解決の方法について発表することで、各学科の地域連携の取組が主権者教育と結びつき、地域に参画する姿勢を形成してきたことに気付かせる。また、各学科の取組を伝え合うことで、互いの活動を評価するとともに、多面的な課題発見・課題解決の方法があることに気付かせる。

【留意点】各学科で学んできたことを踏まえて考えた理想の井原市の実現に向けた課題と解決策を、ポスターセッション形式で相互に紹介できるようにする。その際、連携先の方々にオブザーバーとして参加してもらい、指導・助言を得ることで、市民としての地域参画意識をより高める効果を期待する。また、発表がフィードバックできるように評価シートへ記入させ、発表終了後に相手のグループへ渡すようにする。

ワークシート 現代社会 **目標** 「住みやすく」「帰ってきやすい」井原市の未来を考える。

1 これまでの各学科の授業や学校行事で行ってきた地域との関わりを振り返って、井原市の課題とは何か下の表に記入しよう。関連項目は下の選択肢から選んで書き、具体的にどのような課題が見えてきたか、内容の欄に詳しく書こう。

授業・行事	課題の関連項目	課題の内容

**地域の課題項目**

教育 文化 保健 医療 福祉 環境保全 産業 生活基盤 市民参画 行財政

2 話し合っ解決策を考えよう。

選んだ地域課題【

】

**手順**

- ①選んだ地域課題の解決策をできるだけ多く付箋に書く。
- ②意見を整理して、グループの意見を決める。
- ③さまざまな立場の井原市民から出される意見や反論を予測して、補完する説明も考えておこう。(その政策によって困る人はいないか、現実的かなど)

視点	解決策	内容
すぐにできるもの 急を要するもの		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>&lt;評価の視点&gt; 現実的な内容であるか。</p> </div>
長い時間をかけて実 施が必要なもの		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>&lt;評価の視点&gt; 見通しを持った内容であるか。 全ての世代に配慮できているか。</p> </div>
井原高校が貢献でき ること		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>&lt;評価の視点&gt; 専門学科として、これまでの地域連携の経験 や学びを生かして考えられた取組であるか。</p> </div>

3 発表の準備をしよう。

(1) 所属する科 科

(2) 今回取り上げた授業や行事 【  】

授業・行事の概要 役割と目的 (各学科・各類型 としての取組)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;"><p>専門学科としての地域連携の取組やそこで得た学びを振り返らせ、地域と関わる学習活動を整理させる。</p></div>
--	---

(3) 見えてきた課題  【  】

課題の説明（体験してきたことを交えて説明する。）

(4) 考えた解決策

専門学科ならではの視点でまちづくりの方法が説明できるようにする。

確かに、

という意見もできるかもしれませんが、

4 感想を書こう。

**観点**①園芸科・家政科の取組や、地域課題に対する意見を聞いて感じたこと。

②自分たちで井原市について考えて感じたこと。

③これからの井原市に期待すること。

<ポスター>

●園芸科

<他の課題例>

- 街に色味がない (園芸科)
- 子どもが育ちやすい環境にするには (家政科)

「人口を増やすには」

○行事・気づいたこと  
ふれあい祭り  
・年配のお客様が大半  
・年々参加者が減っている

○課題：人口を増やす

①就職先を増やす 解決策 ②Uターン、Iターン  
の人が住みやすいよう、  
住宅の確保

Uターン、Iターンの人を  
ターゲット  
↓  
住みやすい  
↓  
井原になじんでもらう。  
・同年代  
・仕事が多い  
この町に貢献  
↓  
特産品を使った会社  
・デニム  
・フドワイを使った加工  
働く所、住む所の確保⇒人口が増える!

●家政科

<評価の視点>

各学科で学んできたことを踏まえ、課題が明確であり、多方向から解決策が考えられているか。

井原デニムのPR

今井原デニムが地元で認知されていない。

理想  
《①井原での認知 ②全国へ!!》

改善策の提案

- でんぢゅくんコラボ
- 緑の栽培活動を増やす
- 商店街の活性化、デニムロード
- デニム工場の見学
- 染色や加工体験の場をつくる

E300

補助金 研修地の紹介

若者が農業も  
できる環境を  
整えよう!

農業を生かせる  
インターンシップ先がない!

井原市には、若者が希望する  
仕事場が少ない!

課題!!

Q 地元食材をもっとPRするには?

問題

- ・特産品を売ることがPR不足
- ・井原に住んでいない人へのPR不足
- ・校内・地域で知る人が少ない

!解決策!

- ・Yummy新聞を配る
- ・道の駅を作る
- ・ゆるキャラを作る
- ・料理教室をひらく
- ・テレビで宣伝

ステキな井原市

<考えの変容が見られた生徒の感想>

- 私は井原のことをあまり知らなかったけど、この機会に井原を知って井原市の未来がどうなるかということを考えることができよかったです。家政科の意見と園芸科の意見が思った以上に違っていました。発表会があったからこそ、家政科のことも知ることができたし、いろいろな班の解決策を聞いてよかったです。未来の井原で、私たちが考えた解決策が使われて理想の井原になったらいいなと思いました。
- 今まで何も思わず花植え交流を行っていたけど、こうして振り返ってみると町の課題を多く見つけることができました。実際に実現していけるかは分からないけど、いつか井原高校の花で町を華やかにし、住みやすい町になったらいいと思う。
- 初めはなんとも思わずにやっていました。しかし、グループで活動していて自分が出した意見より更によい意見が出てきて驚きました。自分たちが出した案だけでは私は井原に帰ろうなんて思いませんでした。(中略)この発表があったおかげで私は井原に帰りたくなりました。そのときに井原がどんな風になっているのかすごく気になります。
- 今回の授業で、自分たちが授業や実習などで感じていた課題に改めて気付けたと思いました。私たちの班は草花類型が3人いて校外実習などもしていたので、問題点を挙げるのは早くできました。しかし、どうすればより住みやすい町になるのが難しかったです。発表会では家政科の人は私たちとは違う観点からの問題・解決策を発見していて、改善する点がたくさんあるとわかりました。

### 3 総合的な学習の時間や特別活動での実践例 ～学校の実態に応じて実践した事例～

#### 実践例（1）

#### 「主権者教育講演会」～県立岡山芳泉高等学校～

##### ねらい

特別活動の目標である「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度」の育成につながる。

選挙権年齢引き下げの背景や若者の政治参加の意義について考え、主権者としての自覚を高め、選挙や政治に主体的に関わる態度を養う。

##### 指導計画

選挙権を得たばかりの大学生とともに考えることで、生徒にとってより身近な問題であることを実感させる。

- 【時間】 1時間（50分） 【形態】 体育館で学年（3年次生）一斉で実施  
【講師】 岡山大学大学院教育学研究科桑原敏典教授、岡山大学教育学部一年生（本校卒業生）、ティーチングアシスタントとして教育学部生4人。  
【概要】 はじめに副教材を用いて選挙権年齢引き下げの背景や若者の政治参加の意義について説明する。その後、アメリカの教材『我ら合衆国人民』に掲載されたエピソードを用いて議論させ、政治参加について主体的に考えさせる。

##### 指導の流れ

「どうして選挙に行かないのでしょうか」など桑原先生の問いかけに対し、大学生が若者の気持ちを代弁しながら話が進みました。

- (1) 選挙権年齢引き下げの背景や若者の政治参加の意義について説明する。  
【ねらい】 主権者としての自覚を促し、政治参加への関心を高める。  
【留意点】 若者の投票率の低さは政策に若者の意見が反映されにくくなることにつながり、結果的に若者世代が不利益を被ることを意識させる。
- (2) 下記の【エピソード】を用いて演習を行う。  
4人グループをつくり、次のエピソードをもとに、生徒を2人ずつ、「マークはデモに参加すべき」「参加すべきではない」の立場に割り当て、2対2で議論させる。その後、グループ全体で意見をまとめさせる。



大学生が適宜アドバイスをしてくれました。

【エピソード】 マークは悩んでいた。学校の新しいルールでは特定の政治的スローガンが書かれているTシャツの着用は禁じられていた。マークの友達は、その新しいルールに反対する運動をしていた。マークも新しいルールには疑問を感じていた。しかし、友達とともに反対運動のデモを行えば、停学の処分を受けるのではないかと心配していた。また、そのために大学進学や就職が不利になるのではないかとすることも心配していた。（米国中学生用憲法学習教材『我ら合衆国人民』より）

- 【ねらい】 政治参加について主体的に考えさせる。  
【留意点】 意見が分かれば活発な議論になるよう、生徒にジレンマを与える素材を選ぶ。議論の際には、主張の根拠をはっきりと示させる。

素材については、大学の先生に相談して入手することも可能です。

- (3) 本時のまとめと振り返りを行い、感想を書かせる。  
【留意点】 選挙に関心をもち自分たちの意見を発信すること、選挙は正しい答えを書くものではなく自分の意思で選ぶことが重要であることを強調する。

##### 実践を終えて

生徒は、同世代の大学生が堂々と述べる選挙や政治についての意見を熱心に聞いていた。演習でも各グループが活発に議論を行った。いずれも政治参加を身近な課題として捉えるきっかけとして有効であった。実施後は、「まだ身近な問題だと思っていたが、選挙に行って自分の意思を形にするのが大切だと思った」などの感想が聞かれ、選挙や政治参加に前向きになった生徒が多かったようである。



## 実践例（２）

### 「選挙管理委員会と連携した模擬選挙」～県立津山東高等学校～

#### ねらい

実際の投票行動を体験することで、主権者の役割と責任および選挙制度に関心をもち、主権者の責務、よりよい社会を実現していくための方途について理解する。

#### 指導計画

- 【時間】 2時間連続（50分×2時間） 【形態】 学年一斉指導  
【準備】 ワークシート（選挙管理委員会と事前に協議し発問などの解答欄を含む）  
【概要】 県選挙管理委員会による出前講義。その後、「本校に食堂を設置するか否か」をテーマに模擬選挙を実施し、投票を体験する。テーマ設定理由は、保護者から食堂設置の要望もあり、学校生活に直結する身近な課題として設定。選挙管理委員会とは事前に打ち合わせを行い、前日リハーサルも行う。必要な資料等はメールでやりとりを行う。実際の選挙で使用する投票箱や投票用紙、選挙入場券は津山市選挙管理委員会の協力で用意。

#### 指導の流れ

- (1) 県選挙管理委員会担当者が、18歳選挙権が成立した背景と意義、選挙の課題などを解説する。  
【ねらい】 本時の学習内容に関心をもち、主権者の役割や責任に気付かせ、主権者として必要な基礎的知識を身に付けさせる。
- (2) 立会演説で3名の立候補者（学科の代表を立候補者とし、学科の特徴を出して根拠をもって演説）が賛成、反対、折衷案の立場からそれぞれの考えを主張する。  
【ねらい】 それぞれの主張から多様な意見があることに気付かせる。  
【留意点】 それぞれの主張から自分の意見に近い主張を選べるように声かけを行う。
- (3) 生徒は実際の選挙と同じ手続きを経て、意中の立候補者に投票を行う。  
【ねらい】 実際の投票行動を体験する。
- (4) 開票作業と生徒の代表（各クラスの選挙管理委員）が、津山市選挙管理委員会の指導の下で行う。開票作業の間、生徒同士で意見交換をしたり、模擬選挙の感想をワークシートに記入するなど、振り返りを行う。  
【ねらい】 意見交換により多面的・多角的に考察させる。
- (5) 開票結果の発表に続き、代表生徒複数名に感想を述べさせ、振り返る。

#### 実践を終えて

生徒からは、「一票の重みを感じた」、「たくさんの方が関わっていることがわかった」、「はじめて選挙を身近に感じた」などの感想があった。事後アンケートを分析すると、今後投票に「必ず行く」、「たぶん行く」が合わせて約9割となった。様々な立場・役割を主体的に体験し、有権者としての態度や責務を学習した成果であると考えられる。その後、実施された参議院議員選挙に対して高い関心を示したり、ボランティア活動を通じて地域課題へ取り組む生徒も現れた。



## 実践例（3）

### 「文化祭でディベート大会」～県立倉敷南高等学校～

#### ねらい

ディベートという「討論ゲーム」を通して、多面的・多角的な考察を促す。相手の主張を聞くとともに、客観的な資料に基づいて相手を説得する力を養う。

#### 指導計画

- 6月：実行委員会（3年生文化委員と生徒会執行部）の設置。  
放課後を利用してチーム編成。
- 7月：ディベート論題の決定とディベート学習会。  
文化祭準備のLHRを1時間活用して論題決定。 学習会は放課後実施。
- 8月：ディベートデモ大会とディベート予選。  
教員研修も兼ねて実施 それぞれ放課後1時間程度。
- 9月：ディベート大会準決勝と決勝（文化祭当日）。

#### 指導の流れ

- (1) 実行委員会の設置によるディベートチームの決定

【ねらい】 運営の責任を明確化させる。

【留意点】 1チーム5～8名。HR単位でHR代表としてのチームを作らせる。

- (2) ディベート論題の決定

HRで話し合いをさせることで、チームの構成員以外の意識啓発を

【ねらい】 18歳の市民として郷土や日本、世界について積極的に考えさせる。

【留意点】 ニュース等で報道されることをそのまま取り上げるのではなく、自分の日常生活に関連させて考える。

- (3) ディベート学習会

ルールだけではなく、事前準備の入念さが勝敗に影響

【ねらい】 ゲームとしての公平・公正さを担保するためにルールの共通理解を図る。

【留意点】 ディベートの手法を学ぶ（副教材P32～P43）。

- (4) ディベートデモ大会

【ねらい】 決勝のテーマを用いて参加生徒にディベートを体験させると同時に評価ポイントを理解させる。

学年団のすべての教員のスキルアップ

【留意点】 教員に印象ではなくフローシートによる公平な判定力を身に付けさせる。

- (5) ディベート予選・準決勝・決勝

大会後の公民科授業などで論点を振り返るなどの事後指導を

【ねらい】 相手の意見を聴く力、自分の意見を述べる力を養う。

【留意点】 勝敗よりも、意見対立の中から得られる理由や根拠を明らかにする思考の大切さ、少数意見への配慮の大切さを理解させる。

#### 実践を終えて

- ・生徒は、ディベートに取り組むことで、相手の意見を聞く力や論理的思考力、表現力が身に付いた。
- ・現代の諸課題となっているテーマの論点を整理、理解することができた。



## 実践例（４）

### 「小論文指導を通じて育てる主権者意識」 ～県立笠岡高等学校～

#### ねらい

従来、受験指導の一環として行われていた小論文指導を、身に付けさせたい資質・能力に着目し、主権者意識の涵養という観点を取り入れて、全教員の共通理解のもとで3年間一貫した指導体系として再構成する。また、併せて、主権者教育の視点を踏まえた小論文指導ができるよう、校内体制を改善する。

#### 指導体制

##### ●組織（主権者教育委員会）

委員長（地公科）、教務課長、進路課長、生徒課長、小論文担当（進路課）、各学年から1人

##### ●改善点

- ・主権者教育委員会のメンバーに、進路課の小論文担当者と、各学年から1人を加えた。
- ・受験指導での小論文指導、総合的な学習の時間での小論文指導、主権者教育が目指す資質・能力を明確化・共通化した。

#### 指導計画

- 小論文指導を通じて身に付けさせたい資質・能力を主権者教育の視点から再構成し、以下の①～⑤の資質・能力の育成を目指した指導計画を、進路課・主権者教育委員会が共同で作成。

- ① 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ② 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
- ⑤ 自分の意見を表明する力

・副教材に示された「国家・社会の形成者として求められる力」（副教材 P30）に加え、社会に対して「⑤ 自分の意見を表明する力」を重視する。

- 指導計画 ～未来を拓く主権者の育成を視野に置いた小論文指導～

	1年		2年		3年	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半
総合的な学習の時間（ACT）	（大学リサーチ）	ディベート（12～2月）	（課題研究） （学部・学科リサーチ）	ディベート（9～10月）	（テーマ研究）	
進路課	※	小論文（3月）	※	小論文（1～2月）	※	推薦入試の指導 国公立入試の指導
主権者教育		模擬投票（1月）				
留意点 どのような資質・能力の育成に主眼を置くか	ディベート指導 「①論理的思考力」 「②公正な判断力」 模擬投票 「④社会参画への意欲」		ディベート指導 「③協働的課題解決力」		※小論文委員会における検討 各教科の担当者との間で指導方針や、「資質・能力」についての情報を共有する。	
	小論文指導 「①論理的思考力」 「②公正な判断力」		小論文指導 「①論理的思考力」 「②公正な判断力」 「⑤自分の意見を表明する力」		小論文指導 ※3年間の学習のまとめとして、①～④を踏まえ、特に「⑤自分の意見を表明する力」を重視する。	

ACTの各種リサーチ、探究活動では、ディベートや小論文で生かせる課題探究、情報収集力を養う。

## 指導の流れ

学年ごとに、段階を追って①～⑤の必要な資質・能力を身に付けることができるよう、上記の指導計画を作成した。それぞれの取組について、実際に指導する教科や学年団のHR担任との間で、身に付けさせる資質・能力について共通理解を図りながら指導を行った。

### 1年次

1 ディベート（総合的な学習の時間）〈身に付けさせる資質・能力：①・②〉

【ねらい】前半の大学リサーチを踏まえ、現代社会における諸課題の全体像を多面的・多角的・教科横断的にとらえ、考察する判断力、さらに公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育てる。また、リサーチ活動、討論を通して、情報活用能力、コミュニケーション能力、自己表現能力を培う。

2 模擬投票（主権者教育委員会）〈身に付けさせる資質・能力：④〉

【ねらい】選挙制度への知識・理解を深め、政治への意識を向上させる。選挙に行くことの意義や、実際の投票の様子を知ることを通じ、将来の投票率の向上をはかる。

【ねらい】マニフェストの比較を通じ、論理的に思考・読解する力、公正な判断力の育成、さらに模擬投票行動を通じ、社会参画の意欲・態度の育成をめざす。

3 小論文指導（進路課）〈身に付けさせる資質・能力：①・②〉

【ねらい】論理的に文章を読解し、要点を簡潔にまとめることができる。

### 2年次

1 ディベート（総合的な学習の時間）〈身に付けさせる資質・能力：③〉

【ねらい】1年次で学んだ①、②の基礎を踏まえた上で、グループで協働して活動する力を培う。

2 小論文指導（進路課）〈身に付けさせる資質・能力：①・②・⑤〉

【ねらい】1年次からの指導の流れを受け、課題文を論理的に読解し、問題を多面的・多角的に捉え、公正に判断した上で、自分の意見を明確に述べる力を培う。

※ガイダンスで、これまでのディベートや模擬投票、要約練習の際に身に付けた力が小論文を書く際にも生かせる「共通の力」であることを示す。求められている「資質・能力」を意識し、読み手に対して自分の意見を表明することを意識させた指導を行う。

### 3年次

小論文指導（進路課）

【ねらい】資質・能力の①～④について身に付けてきたことを踏まえ、さらに社会に対して「⑤ 自分の意見を表明する力」を実践する場面の一つとして、入試問題等を活用した演習に取り組む。

※小論文委員会を中心に、各教科の専門ごとに多くの教員が指導に当たる。3年間を通じた指導計画に従い、生徒が身に付けた資質・能力を生かした指導ができるように体制を整備するとともに、身に付けた資質・能力が大学入試でも必要となることを生徒に示す。

## 実践を終えて

主権者教育を中心にして育てたい資質・能力について共通理解できたことで、3年次の受験指導にあたる他の教員にも、小論文指導の方向性を明確に示すことができるようになった。

また、1、2年次に身に付けた資質・能力が、入試問題としての小論文を書く際にも役立つことを確認でき、結果として文章の質の向上にもつながった。

## 4 連携先から

### ●弁護士から

問1 主権者教育に関して、弁護士の方とどのような連携・協働ができるでしょうか。

弁護士は、基本的人権、立憲主義・民主主義を含む法の原理原則についての専門職であり、また、裁判等の具体的な紛争解決の場面で、利害や価値観を異にする他者との間で事実と論拠に基づき理性的な議論を行う専門職です。

そのため、弁護士は、主権者教育の場面でも、法の専門職として、法の原理原則についての知識を習得するための授業や、社会での様々な問題に対して、多様な意見やそれを支える事実を取り上げ、議論を整理するような授業を行うことが可能です。

具体例として、選挙制度や民主主義に関する内容の出張授業や、ディベートや模擬選挙の授業にゲストティーチャーとして参加することがあげられます。

また、学校教員が授業で使用する教材や指導案について、疑問点を解決するため弁護士に助言を求めるという形で連携・協働することも考えられます。

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

主権者教育というと、まず、投票に行く意欲・態度を養うこと、政治制度や選挙の仕組みを理解すること、候補者や政策について適切な判断を行えるようになること、という点が重視されているかもしれません。

しかし、投票という場面に限らず、広く世の中の様々な問題に対して関心を持ち、社会参加する市民を育成することが望ましい主権者教育だと思います。

つまり、公共的な事柄に、自ら参加しようとする意欲・態度を養うこと、基本的人権、立憲主義・民主主義といった基本的な法的価値や概念を理解すること、社会で起きている問題点を把握した上で、分析・検討し、解決のための判断をすること、これらの資質を獲得することが必要であると思います。

主権者教育では、現実の社会に関する論争的な問題を取り上げ、他者との対話や議論の中で、その問題点を把握し、自らの考えを深めていく授業を積極的に行ってもらいたいと思います。

また、弁護士、選挙管理委員会等の外部の関係機関との連携・協働を積極的に進めてもらえればと思います。

## ●大学教員から

問1 若者と社会をつなぐ主権者教育実践を行う際に留意していることは何でしょうか。

数年前から、大学生が市民と地域の課題について語り合うワークショップ「ティーチイン岡山」を、ゼミの学生とともに定期的で開催しています。この取組に、やがて高校生が参加するようになり、今では高等学校に出張して行っています。このイベントへの高校生の参加意欲は高く、講義スタイルを中心とする教科の授業では見られない主体的に学ぶ生徒の姿が、そこでは見られます。このイベントを実施するうえで大切にしていることは、価値観や考え方が異なるものが集まって、様々な意見が出るように仕組んでいくということです。そのために、ワークショップには、大学生よりも年齢が上の一般の市民の方や留学生など外国の方に参加していただいています。このような異質な他者との交流により、大学生や高校生は、一つの事象についても多様な見方があることや、異なる意見を調整し合意を作っていくことの大切さに気付き、そのような体験を通して学ぶことの楽しさを実感するようです。

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が求められるようになる等、日本の学校教育は大きく変わろうとしています。大学入試も改革されようとしており、そのような中で、高等学校の教育も、従来のような講義スタイルを基調とするものから大きく変わることを求められていくのではないのでしょうか。これからは、生徒の主体性・能動性が尊重され、彼らが自らの意見を作り発信していくような授業が求められるでしょう。このことは主権者教育にも共通しています。主権者としての資質は、ただ人の話を静かに聞いていだけで身に付くものではありません。他者の考えに疑問を持ち、その解決のために自ら考え行動することができるようになることを目指すものです。そのための教育は試験による順位付けという学校の中でしか通用しない価値観に基づいてなされるものではなく、学校の外の社会の価値観に基づくものとなるべきです。このように学校を社会に開いていくことが主権者教育の推進につながるものであり、今求められている学校改革の方向性とも一致すると考えます。

## ●選挙管理委員会職員から

問1 主権者教育に関して、選挙管理委員会に依頼した場合、ということが学校と連携して可能でしょうか。

県や市町村の選挙管理委員会では、選挙で実際に使用する機材（投票箱、記載台など）の貸出を行っています。生徒会選挙などの学校行事で必要な場合に活用ください。ただし、近々選挙が行われる予定があるなど、機材の貸出が困難な場合もありますので、連絡はなるべく早めをお願いします。

また、県や市町村の選挙管理委員会では、選挙出前授業を実施しており、授業の中で選挙に関する講義や模擬投票を行っています。模擬投票は、投票行動を通じて自らの意見形成のやりかたを学ぶ、厳正な選挙のルールを通じて選挙の公正さを学ぶ、自らの投票と結果を比較して民主主義の原則を学ぶ…など、焦点のあて方で様々な学習に役立つものです。授業に取り組みされる先生方のお考えを聞きながら、柔軟に対応していきたいと考えていますので、是非活用ください。なお、模擬投票を行う場合は、事前の打ち合わせ等が必要となりますので、少なくとも授業を行う一月前までには連絡をお願いします。

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

選挙管理委員会は、公職選挙法第6条第1項により「選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」こととされており、投票率向上のための選挙啓発は、選挙管理委員会の責務と言えます。

じわじわ下がり続けてきた投票率を一朝一夕に向上させることはできませんから、学校現場における主権者教育の果たす役割は大きいものと考えます。もちろん、投票率を向上させることだけが主権者教育の目的ではありませんが、小中学校からの主権者教育を通じて、子どもたちが早い段階から社会の一員、主権者という自覚をもつことで、おのずと政治や選挙を身近なものと感じ、投票行動にも結びついていくのではないのでしょうか。

高校生になると、一部の生徒は有権者となります。有権者となった生徒が、候補者や政党等の政見などを十分見極めて、大切な一票を投じることができるようになることはもちろんですが、投票や選挙運動の方法等の注意点についても授業の中で触れていただくことも必要なことだと考えます。

選挙管理委員会においても、選挙出前授業の実施等を通じて学校現場における主権者教育の一端を担っていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

## ●年金事務所職員から

問1 主権者教育に関して、年金事務所に依頼した場合、どういうことが学校と連携して可能でしょうか。

日本年金機構では、地域の皆様に公的年金制度への理解を深めていただく取組として、地域年金展開事業に取り組んでいますが、中でも高校生の皆さんに年金制度を正しく理解していただくことは大変重要なことだと考えています。

そのために、岡山県内の6年金事務所では「年金セミナー」として年金の出前授業に取り組んでいます。年金制度を現場で直接運営する年金事務所職員を派遣し、パワーポイント等の視覚に訴える資料でわかりやすく説明します。

高校生の皆さんは、年金制度は難しく、遠い先の話だと思いかもしれませんが、年老いた時やいざという時の生活を支える大変重要な制度であること、就職または20歳で加入することを考えると年金制度はすぐ目の前にあることを理解してもらいたいと考えます。

また、主権者として公的年金に主体的に向き合うと同時に、知っておきたいことを正しく理解して必要な手続きをしておくことは、生徒の皆さんの生活を守ることにもつながります。そのお手伝いができるのが年金セミナーです。

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

日本の公的年金制度は、就労の有無、所得の格差に関わらず、日本に住む20～60歳すべての人を加入対象にし、いざという時の生活を社会全体で支えようとするものです。

時にセンセーショナルに年金制度の危機をあおる報道がありますが、現場の職員は公的年金制度の果たす役割をぶれずに丁寧に伝えていきたいと考えています。そのことを高校生の皆さんにお伝えする年金セミナーの開催は、主権者教育に貢献できると考えます。

高校生の時に年金セミナーを受講した経験があれば、20歳になって国民年金の加入案内をしたときの受け止め方が随分違うと思います。知らなかったから手続きできず、給付が受けられなかったということがないようにしっかりと伝えていきたいと思います。

社会の一員として公的年金制度に加入して保険料を納付し、年金受給者を支える。そして、自らも年金受給の権利を担保する。そういった主権者としての自覚を育てていく機会を作ることが主権者教育の場ではないでしょうか。

また、そういった機会を作っていただくことは、主権者教育を担当される先生方の熱意に負うところが大きいと考えます。ご要望があれば、先生方への年金制度説明も検討させていただき、年金セミナーにとどまらない多様な形で主権者教育の一端を担わせていただきたいと思います。

## ●税務署職員から

問1 主権者教育に関して、税務署に依頼した場合、ということが学校と連携して可能でしょうか。

税務署では、学校関係者、国、県、市町村及び税理士会等と連携して、租税教育の推進と充実に努めています。主に児童・生徒が、国や地方の財政を支える税の意義や役割について興味を持ち、正しく理解できる環境づくりを目的に、各学校における税の出前授業（租税教室）や小、中学生用の社会科副教材の作製・配付などを行っています。

租税教室では、日本の財政、税金の種類・仕組みなどについての講義やグループワークにより「公平な税負担」、「税の使い道」及び「公共サービス」などを主体的に考えてもらう内容となっており、選挙権を有する生徒あるいはこれから選挙権を有することになる生徒らの財政及び税への関心を日頃から培い、選挙での適切な判断の助けになるよう、身近な事例を取り上げて税の仕組みや使い道を解説し、日本の財政の現状や問題点等を図を交えて説明しています。

昨今の選挙では消費税の増税の可否や消費税の使い道など税に関する事が主な争点となっており、選挙権を有する生徒は、これらの事について正しく現状を把握し、仕組みなどを理解した上で、「投票」という形で意思決定を下す必要があります。

我々が行っている租税教室では、有権者として高校生の皆さんが意思決定を下すに当たり、その根本的な知識を分かりやすく伝え、思考力や判断力などを養うことの一役を担えると考えています。

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

先の衆議院議員総選挙後、新聞に掲載されていた読者からの投稿記事を見ると、「誰に投票してよいか分からなかった。」という趣旨の投稿がありました。この背景には様々な要因があるとは思いますが、その一つに、政治への関心の低さ又は政治に関する知識不足があるのではないのでしょうか。このような状況の中で、我々、大人には、若者が政治への関心を持ち、選挙において正しい判断ができるよう創意工夫をして教育する必要が求められていると考えています。

昨今の選挙では若者に関わりの深い事柄が争点になることが多く、若者にとっては、選挙に関心を持ちやすい時期とも言えます。

主権者教育では、自分たちが受ける公共サービスをどのような形で提供を受けるのかは、国民の意思により決定されること、「投票」は、その国民の意思を示す大切な機会であることを高校生の皆さんに理解してもらい、若い人たちを積極的な政治参加にいきなうことを期待します。

## ●中国財務局岡山財務事務所職員から

問1 主権者教育に関して、中国財務局岡山財務事務所に依頼した場合、どういうことが学校と連携して可能でしょうか。

国の予算編成を担う財務省の出先機関である財務局は、高校生の皆さんに対する主権者教育の一環として、財政問題からこの国のあり方について広く興味を持ってもらい、自分たちの国の未来について考え判断できる子どもたちを育成することを目的として、平成27年6月から「財政教育プログラム」を開催しています。

同プログラムは、まず座学で、「日本の財政状況」や「受益と負担」について学び、その学習内容を活かして予算シミュレーションを題材としたグループワークなどに取り組みます。

また、財政に関する授業を通じ、①社会問題を他人事ではなく自ら考えなくてはならない問題だと感じてもらう(自分事化)、②受益と負担の両面性(トレード・オフ)を理解し、多面的な見方が重要であると感じてもらう、③多様な意見がある中、それを集約するには、民主主義的過程が重要であると認識してもらうことを授業目標としています。

なお、授業形態(時間や一度に授業を行う人数など)やワーク(内容、手法)は、学校側のご要望や生徒数、設備に応じた対応になります。

岡山財務事務所としては、財政教育プログラムの開催を通じ、学校と連携して、総務省と文部科学省が主権者教育を推進するために発行した副教材である“私たちが拓く日本の未来”に記載されている「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」や「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」に取り組むことにより、「論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力)」や「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」を高校生の皆さんに身に付けてもらうことができると考えておりますので、主権者教育の実践的な学習として、ぜひこのプログラムをご活用ください。



【講師の説明の様子】



【グループワークの様子】

問2 高等学校における主権者教育に期待することは何でしょうか。

財政、つまり国の予算は、誰かが勝手に決めているものではなく、どうあるべきかを国民ひとりひとりが決めるものであることについて、主権者教育の観点から、授業等を通じて高校生の皆さんに伝えていただくことを期待します。

また、財政教育プログラムにおける予算シミュレーションなどのグループワークの内容は、“私たちが拓く日本の未来”に記載されている政治の役割についての考え方(集められた税金をどのように使うか決定することは政治の大きな役割。その中で、何に、どれくらい使いたいかは、人によって異なる。そのため、異なる考え方に基づく様々な意見を調整し、まとめる必要がある。)にも準じた内容になっていると考えています。

岡山財務事務所としても、財政教育プログラムの開催を通じて、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像」を形成するための一翼を担いたいと考えています。





## 5 よくある質問

県教育委員会が開催する主権者教育担当教員連絡協議会で、高等学校の先生方が主権者教育に関して現在疑問に思っていることを集約すると、国が作成した副教材及び指導資料に記載があるものも多くあります。県教育委員会では、今後、副教材及び指導資料に記載のない質問についても追補していく予定です。

### 主権者教育の実施に当たって

Q：学校外部の関係機関と連携する際に留意すべき点は？

A：実際に指導する教員と学校外部の関係機関、関係者が共通認識のもとで実施するため、事前に十分な打合せを行うことが望まれる。あくまで学校の教育活動として当該学習活動を実施するのであり、学習活動の目標（ねらい）、大まかな指導の流れ、振り返りのさせ方等を示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのか、明確に伝えることが大切である。 ⇒詳細は指導資料 P13

Q：総合的な学習の時間や特別活動等に位置付けて主権者教育を実施する場合、留意すべき点は？

A：本事例集-1-5-に示されるように、学校又は学年全体として発展的、系統的な指導を行う際、総合的な学習の時間や特別活動等にはそれぞれ固有の目標があることに留意して、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう、単元の指導計画を立てることが必要である。

⇒詳細は指導資料 P12

### 政治的中立性の確保について

Q：現実の政治的な課題について授業で扱う際、留意すべき点は？

A：政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切である。多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要である。本事例集-1-4-に示されるような校内組織を活用する等して、教員が自信をもって中立かつ公正な立場で指導することができるようにする必要はある。

⇒詳細は指導資料 P85～

Q：授業で新聞を活用する際に留意すべき点は？

A：政治的に対立する見解がある現実の課題については、様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれる。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要である。

⇒詳細は指導資料 P90

### 生徒の政治的な活動等について

Q：インターネットを使った政治的活動をする際、留意すべき点は？

A：選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができる。(例えば、自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めることなど) 一方、電子メールを利用する選挙運動は、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすくウィルス等のおそれがあることなどから、候補者や政党等のみに限られ、満18歳未満の者だけでなく、満18歳以上の者も行いうることができない。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されている。基本的な留意点は本事例集-6-1-のチラシにも示している。

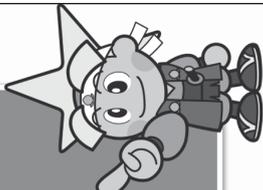
⇒詳細は副教材 P97

Q：生徒会活動として選挙に関心をもってもらうための啓発活動を校内で実施しようとした際、留意すべき点は？

A：様々な啓発活動を実施することは、若者の政治意識の向上を図るためにも重要である。ただし、例えば、ある特定の候補者だけ有利になってしまうような啓発活動である場合には、その候補者のための選挙運動と認められる可能性があるので、選挙運動と言われることがないよう、公平かつ公正な活動を心がける必要がある。 ⇒詳細は副教材 P99

また、学校外で行われる政治的活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであることなどから、本事例集-1-6-も参考にして、学校と保護者との連携が求められる。

## 6 資料等



# 18歳選挙権

## 未来を拓くあなたの一票

70年ぶりの選挙権年齢の改正です。  
今回選挙権を得るみなさんにとって初めての選挙です。  
若者の意見を政治に反映させましょう。

### 参議院議員通常選挙 投票日

# 平成28年7月10日(日)

### さあ投票！ 方法は？

- 投票日が近づくと、「投票所入場（整理）券」が自宅に届きます。
- この券を見て、投票場所、投票時間を確認します。  
(原則として投票時間は午前7時～午後8時)
- 投票する際は、この券を投票所に持参してください。この券を紛失したり持参するのを忘れたりしても、投票所の受付で本人であることが確認できれば、投票ができます。
- 今回の参議院議員選挙では、選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では候補者名又は政党名のいずれかを記載します。

誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。  
それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することが大切なのです。

投票日の予定を確認し、部活動等で投票が難しい場合には、  
前日までの放課後の時間等を利用して期日前投票をしましょう。

### 期日前投票

期日前投票所の一覧は岡山  
県選挙管理委員会のホーム  
ページにも掲載しています。

岡山県選挙管理委員会



岡山県選挙管理委員会ホームページ



投票期間 6月23日(木)～7月9日(土)  
投票時間 原則として午前8時半～午後8時  
投票場所 各市区町村に設けられた「期日前投票所」

岡山県教育委員会

岡山県ウェブサイト  
ももっち くらっちゃん

### 投票日までの留意事項

公示日 (6月22日 (水)) がポイント

立候補の届出が行われ、選挙運動がスタートします！



選挙運動って何？  
どんな運動なの？

ある特定の選挙において、ある候補者を当選させるために、投票を呼びかけたり、応援したりすることだよ。いつでもできるようにすると、選挙運動にお金がかかりすぎたりするので、期間が制限されているんだ。

公示日【6月22日】 → 投票日【7月10日】

選挙運動可能期間

選挙運動禁止

★選挙運動ができるのは、18歳の誕生日の前日からです

誕生日	選挙権	選挙運動ができる期間
6月23日 (木) 以前	○	6月22日 (水) から 7月9日 (土) まで [公示日]
6月24日 (金) ～7月10日 (日) [投票日]	○	誕生日前日から、7月9日 (土) まで
7月11日 (月)	○	選挙運動はできないが、投票はできる
7月12日 (火) 以降	×	選挙運動も投票もできない

### インターネットは注意が必要！

	有権者	候補者
SNSで投票を呼びかける	○	○
メールで投票を呼びかける	×	○
選挙運動メールを送る	×	○
ピラ、ポスターをサイトから印刷して配布、掲示する	×	×

### 満18歳になれば…

インターネットを利用した選挙運動は、**電子メールを利用する場合は除き可能**です。  
その際には、**連絡先情報（メールアドレス、ツイッターのユーザー名や返信URLなど）を表示**することが義務付けられています。

○インターネットを使った選挙運動の例

- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNSなどで広める。(リツイート、シェアなど)
- ・選挙運動の様子を動画サイト等に投稿する。

**満18歳未満の人は一切の選挙運動ができません。**  
また、満18歳未満の人を使って選挙運動をすることもできません。

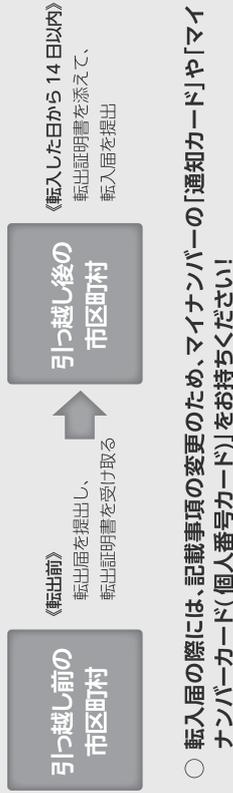
選挙について分からないことがあれば、住んでいる市区町村選挙管理委員会に相談しましょう。

# 引っ越したら 住民票を移しましょう!



進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。  
住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

## 転出・転入の手続きは簡単です！



## 引っ越しをされる方は注意が必要です！

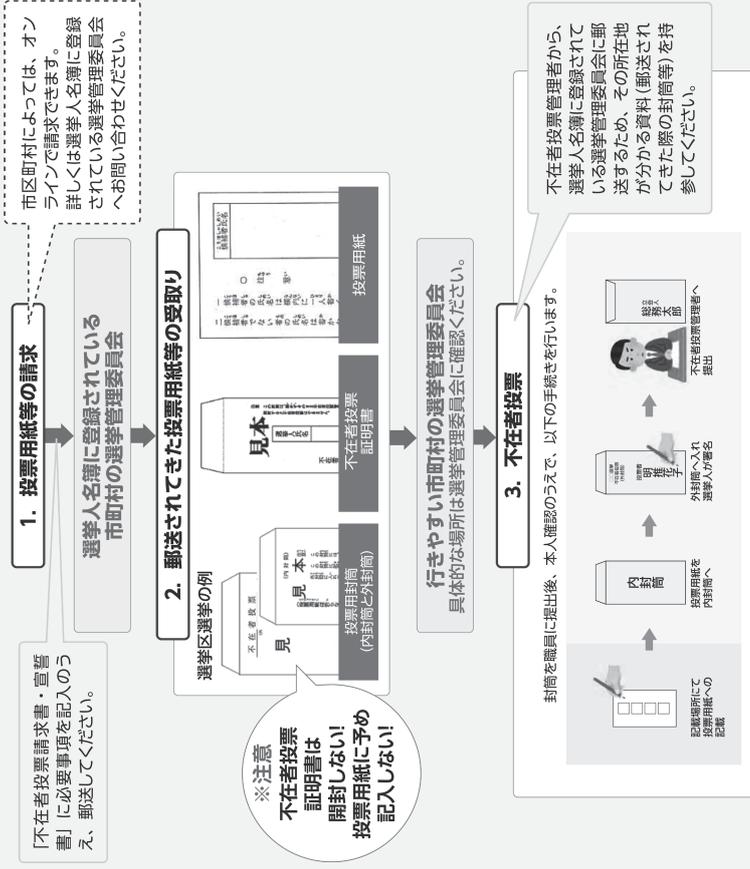
**選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。**  
異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。



## 引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの？

国政選挙では、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票するか、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。  
選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票を活用できます。  
※ 都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

## 不在者投票の手続き



## 外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの？

在外選挙制度により、外国においても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、在外選挙人名簿に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。  
※ 平成28年の公選選挙の改正により、平成30年6月2日までの間に政令で定める日から、国内市区町村においても申請できる制度が導入されることとなっています。

在外選挙制度では、「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のいずれかの方法により投票できます。  
詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>  
外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

# 18歳選挙権 未来を拓くあなたの一票

70年ぶりに選挙権年齢が改正されました。  
若者の意見を政治に反映させましょう。

## ●●●選挙 投票日

# 平成●年10月23日(日)

## さあ投票！ 方法は？

- 投票日が近づく、「投票所入場（整理）券」が自宅に届きます。
- この券を見て、投票場所、投票時間を確認します。  
(原則として投票時間は午前7時～午後8時)
- 投票する際は、この券を投票所に持参してください。この券を紛失したり持参するのを忘れたりしても、投票所の受付で本人であることが確認できれば、投票ができます。
- 今回の選挙では、候補者名を記載します。

**誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。  
それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することが大切なのです。**

投票日の予定を確認し、部活動等で投票が難しい場合には、  
前日までの放課後の時間等を利用して**期日前投票**をしましょう。

### 期日前投票



岡山県選挙  
管理委員会  
ホームページ

**投票期間** 10月7日(金)～10月22日(土)

**投票時間** 原則として午前8時半～午後8時

**投票場所** 各市区町村に設けられた「期日前投票所」

期日前投票所の一覧は岡山  
県選挙管理委員会のホーム  
ページにも掲載しています。

岡山県選挙管理委員会



## 投票日までの留意事項

### 告示日（10月6日（木））がポイント

立候補の届出が行われ、選挙運動がスタートします！

選挙運動って何？  
どんな運動なの？

ある特定の選挙において、ある候補者を当選させるために、投票を呼びかけたり、応援したりすることだよ。いつでもできるよ。選挙運動にお金がかかりすぎたりするので、期間が制限されているんだ。

告示日【10月6日】 → 投票日【10月23日】

選挙運動可能期間

選挙運動禁止

★選挙運動ができるのは、18歳の誕生日の前日からです

誕生日	選挙権	選挙運動ができる期間
10月7日（金）以前	○	10月6日（木）から10月22日（土）まで [告示日前日]
10月8日（土）～10月23日（日）[投票日]	○	誕生日前日から、10月22日（土）まで
10月24日（月）	○	選挙運動はできないが、投票はできる
10月25日（火）以降	×	選挙運動も投票もできない

## インターネットは注意が必要！

	有権者	候補者
SNSで投票を呼びかける	○	○
メールで投票を呼びかける	×	○
選挙運動メールを送る	×	○
ピラ、ポスターをサイトから印刷して配布、掲示する	×	×

## 満18歳になれば…

インターネットを利用した選挙運動は、**電子メールを利用する場合は除き可能**です。  
その際には、**連絡先情報（メールアドレス、ツイッターのユーザー名や返信用URLなど）を表示**することが義務付けられています。

○インターネットを使った選挙運動の例

- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNSなどで広める。（ツイッター、シェアなど）
- ・選挙運動の様子を動画サイトに投稿する。

**満18歳未満の人は一切の選挙運動ができません。**  
また、満18歳未満の人を使って選挙運動をすることもできません。

選挙について分からないことがあれば、住んでいる市区町村選挙管理委員会に相談しましょう。



# 引っ越したら 住民票を移しましょう!

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続をする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続をしましょう。

## 転出・転入の手続は簡単です!



転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードをお持ちください!



## Q 引っ越したら、どこで投票できるの?

A 新住所地に引っ越してから3カ月経過していれば、新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります!

※引っ越しをした場合、転入の日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。

## Q 引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票できないの?

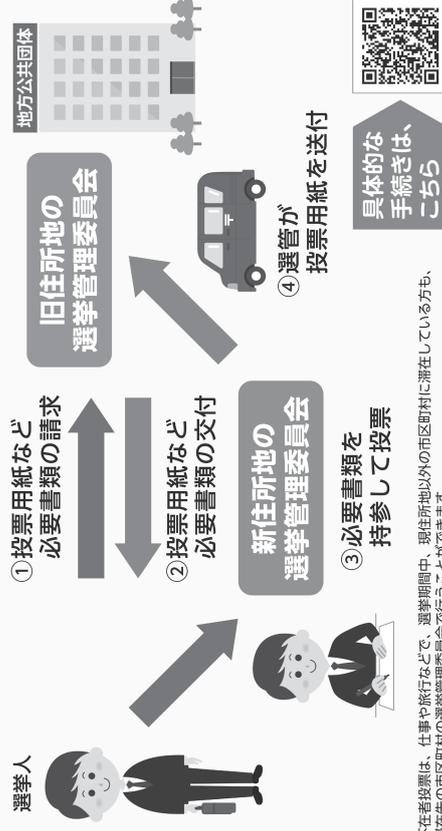
A 引っ越し前の住所(旧住所地)に3カ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます!

※都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は当該都道府県又は市区町村の選挙はできません。

## Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの?

A 不在者投票制度を活用できます!

## 不在者投票の手続き



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

岡山県主権者教育研究推進委員会委員（職名は委員在任時のもの）

氏名	職名	備考
○桑原 敏典	岡山大学大学院教育学研究科 教授	平成28年度・平成29年度
原 智紀	河村法律事務所 弁護士	平成28年度・平成29年度
田井 誠一	岡山県選挙管理委員会事務局選挙班長	平成29年度
二澤 弘和	総社市立総社北小学校 教諭	平成28年度
	総社市立池田小学校 指導教諭	平成29年度
河本 尚	県立津山中学校 主幹教諭	平成29年度
◎田中 広矛	県立岡山朝日高等学校 校長 ※	平成28年度・平成29年度
上野 修嗣	県立和気閑谷高等学校 教頭 ※	平成29年度
郷原 宏章	県立岡山御津高等学校 指導教諭 ※	平成29年度
森腰 巧	県立笠岡高等学校 教諭 ※	平成29年度
清水 かおり	県立井原高等学校 教諭 ※	平成29年度
濱田 祐一	岡山県選挙管理委員会事務局選挙班長	平成28年度
佐藤 泰浩	倉敷市立黒崎中学校 教諭	平成28年度
山本 達也	県立総社高等学校 教頭 ※	平成28年度
平井 陽介	県立岡山芳泉高等学校 教諭 ※	平成28年度
宮田 拓	県立瀬戸南高等学校 教諭 ※	平成28年度
芦田 亮介	県立津山東高等学校 教諭 ※	平成28年度

◎会長 ○副会長 ※岡山県高等学校教育研究会 地理歴史・公民部会

岡山県教育委員会から研究委託

学校全体ですすめる主権者教育実践事例集

未来を拓く主権者教育

発行：平成29年3月

追補：平成30年3月

岡山県主権者教育研究推進委員会

※この事例集は岡山県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできます。

